



しまね
ミュージアム協議会
共同研究紀要

第5号

Shimane Museum Association

しまねミュージアム協議会

目 次

『出雲国風土記』写本「桜井氏本」「大三和氏本」(吉岡家蔵)の系譜

高橋 周 1
高屋 茂男

加納 華 蕉と平和 — 恒久平和を求めた画家の生き方 — 加納佳世子 11
三島 房夫
神 英雄

しまねミュージアム協議会規約 39

平成26年度加盟館一覧 40

しまねミュージアム協議会共同研究紀要投稿規定 41

『出雲国風土記』写本

「桜井氏本」「大三和氏本」(吉岡家蔵)の系譜

研究代表者・原稿執筆者

高 橋 周

(出雲弥生の森博物館)

共同研究者

高 屋 茂 男

(島根県立八雲立つ風土記の丘)

1. はじめに	P. 2
2. 『風土記』諸写本の概要と研究史	P. 2
3. 「桜井氏本」と諸写本との校合	P. 3
4. 「桜井氏本」書写とその背景	P. 5
5. 「大三和氏本」と青柳種信	P. 7
6. おわりに	P. 8

1. はじめに

島根県立八雲立つ風土記の丘には、六所神社（松江市大草町）宮司・吉岡家所蔵の『出雲国風土記』（以下、「風土記」）写本2冊が寄託されている。本稿ではこれらの写本の呼称を加藤義成氏に従い、それぞれ「桜井氏本」「大三和氏本」とする。筆者は『風土記』写本を研究テーマとし、その一環で、これらの写本を閲覧する機会を得た。調査の結果、2冊の写本とも歴史的に興味深い系譜をひくことが判明し、本稿においてその詳細を提示するものである。

各写本の概要は以下の通りである。

「桜井氏本」は、縦27.1cm、横19.8cmの袋綴一冊¹。本文71丁、本文半丁面8行、一行16字詰である。外表紙に「〈出雲〉風土記」（〈 〉内は小字）と記され、巻末には次の奥書が記される。

宗像宮社人嶺氏春
貞享三丙寅年十月旬書写畢
『櫻井大宮司』「海（朱印）」
※別筆

加藤義成氏は、「貞享3年（1686）といへばかなり古い方の写本であるが、余り古姿もなく改訂もない最も普通の本といへるであらう」という評価を示している²。「普通の本」という表現をどう捉えるのか難しいが、高い評価は与えられていない写本と見るべきであろう。

「大三和氏本」は、縦24.2cm、横16.7cmの袋綴一冊。本文37丁、本文半丁面13行、一行25字詰である。外表紙中央に「出雲国風土記 全」の題簽がつく。表紙裏に「平等寺村 緒方参河守敬俊」とあり、「敬俊」は見消されている。また、裏表紙表には次の奥書が記される。

于時文政七年在甲申春三月柳園先生以蔵本
二日而書写畢
大三和許連訶受

加藤義成氏は「文政7年（1824）の写本で藤波家本〔宮内庁書陵部蔵〕あたりに近い本とみられる」とする³。

後述するが、「大三和氏本」の奥書に見える「柳園先生」とは福岡藩の国学者・青柳種信（1766～1835）のことと考えられる。また、「桜井氏本」の奥書に見える「宗像宮社人嶺氏春」は宗像大社の社家に連なる人物である。つまり、両写本はともに福岡藩内に由来する写本と見てよい。以下、『風土記』諸写本の概要をふまえた上で、両写本について検討を加えたい。

2. 『風土記』諸写本の概要と研究史

まず『風土記』写本の概要について、研究史とともにまとめたい。現在残る『風土記』写本は、70冊以上を数える。そのうち、書写年が明らかな最古本は、慶長2（1597）年の書写校正が記される「細川家本」〔永青文庫蔵〕である。また、倉野家所蔵本（「倉野博士本」）は年代の明記はないが、筆致などから室町末期ごろの書写と推定されている。

「細川家本」や「倉野博士本」には、島根郡生馬郷・加賀郷条、同郡神社条、同郡加賀川・多久川条の脱落が認められ、同様の特徴をもつ写本を「脱落本」と呼ぶ⁴。一方で、脱落部分を何らかの史資料に基づいて補った写本を「補訂本」と呼ぶ。「補訂本」最古本は天和3（1683）年に松江藩士・岸崎時照が著した『出雲風土記抄』（「風土記抄本」）で、これとはやや異なる「補訂本」に今井似閑が編纂した『万葉緯』に収められた写本（「万葉緯本」）がある。

これら写本間の系譜については、田中卓氏⁵、秋本吉郎氏⁶、加藤義成氏⁷らの詳細な研究がある。田中氏は「細川家本」「倉野博士本」をA系（脱落本）の最古本と位置付け、「風土記抄本」「万葉緯本」をB系（補訂本）の最古本とし、A B両系ともに共通の祖本を持つとした。秋本氏は田中氏の所説を継承し、A系を中央系、B系を出雲系とし、出雲系は中央系から派生したものと位置付けた。そして、加藤氏は、現存写本の祖本は島根郡神社条をほぼ脱落させて草書体で記したものとし、脱落部分を神名帳などから補訂して楷書体で記したものを「補訂本」、さらに脱落部分を伴い草書体で記したものを「脱落本」とした。

「脱落本」「補訂本」の成立時期は、三氏とも補訂本の「補訂」時期を平安時代ごろと推定し⁸、長期にわたり両系統の写本が並行して存在したとする。これに対して、平野卓治氏は、「風土記抄本」が「補訂本」最古本であることから、その著者岸崎時照による独自の補訂の可能性を示し、近世における「補訂本」成立を指摘した⁹。

このように「脱落本」「補訂本」の分類やその成立時期に関する議論は一定の到達点にあると言えるが¹⁰、一方で、近世における『風土記』伝写の様相や歴史的背景については、なお明らかにすべき点が多い。田中卓氏や加藤義成氏は写本間の近親関係については触れるが¹¹、体系的もしくは歴史的な観点から写本間の伝写を捉えようとする試みは殆どなかった。それは奥書を有する写本が少ないとみなして書写年代や来歴の推定が難しいことが一因であると考えられる。しかしながら、田中・加藤両氏による研究のうち、新たに確認される写本が増加しており、改めて写本間

の関係を再検討し、写本伝写の歴史的背景を明らかにすべき時期にあるといえる。

本稿で扱う両写本はともに奥書を有し、書写年や来歴が比較的明らかな写本である。それにもかかわらず、従来、詳細に検討されることはなかった。今回の考察を通して、『風土記』伝写の歴史的背景の一端を明らかにできればと思う。

3. 「桜井氏本」と諸写本との校合

桜井氏本は島根郡生馬郷・加賀郷条、同郡神社条、同郡加賀川・多久川条が脱落する「脱落本」系統の写本である。さらに、島根郡朝酌促戸条に『玉篇』、同郡堀崎島条に『本草綱目』引用の頭注が付されることから、同様の頭注をもつ、寛永11(1634)年の尾張藩主徳川義直による出雲日御碕神社寄進本(「日御碕本」)ないしその兄弟本とされる尾張藩文庫旧蔵の「蓬左文庫本」の系統上にあることが分かる。

その上で、「桜井氏本」と『風土記』諸写本とを校合すると、異同字句の共有関係から「桜井氏本」と親縁性を有する写本を確認できた。『風土記』巻頭から意宇・島根・秋鹿郡条の字句について、「桜井氏本」との異同字句の共有関係をまとめたのが表1である。写本間の関係からA～Dの類型に分類した。

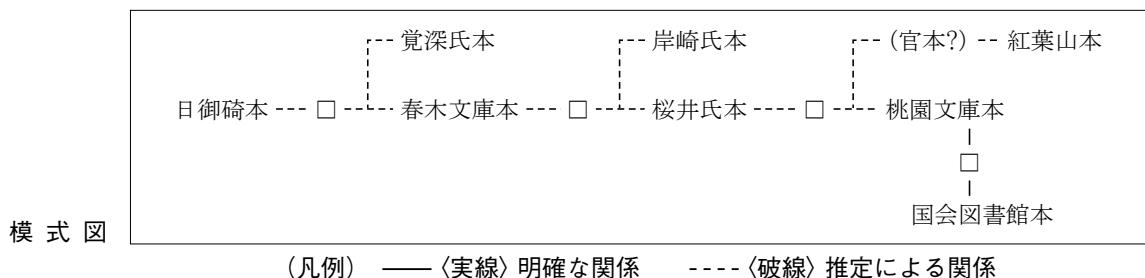
A類型は「細川家本」と一致せず、「日御碕本」以下の諸本が字句を共有する類型である。「春木文庫本」[石川武美記念図書館蔵]¹²、「岸崎氏本」[出雲市・郷原氏蔵]¹³、「覚深氏本」[國學院大学図書館蔵]¹⁴、「風土記抄本」(桑原家本)[島根大学附属図書館蔵]とともに「日御碕本」の系統とされ、A類型はその指摘に対応する。

B類型は「細川家本」「日御碕本」と一致せず、「春木文庫本」以下の諸本と字句を共有する類型である。B類型では、共有する写本の対応関係によって、①～⑥に細分した。①は「春木文庫本」以下の諸本、②は「春木文庫本」と「岸崎氏本」(一部「風土記抄本」)、③は「春木文庫本」、④は「岸崎氏本」、⑤は「岸崎氏本」と「覚深氏本」、⑥は「覚深氏本」との間で共有する字句である。この類型においては、「春木文庫本」「岸崎氏本」が「桜井氏本」と特に

近い関係にあることが分かる。同じ日御碕本系である「覚深氏本」とは共有する字句が少なく、早い段階で系譜を異にしたことを窺わせる。さらにこの類型で注目されるのは「岸崎氏本」との関係である。特に④では、意宇郡山代郷条(9丁才)の「即正倉」(諸本「即有正倉」)、同郡押志郷条(9丁才)の「正倉」(諸本「即有正倉」)、秋鹿郡都勢野条(30丁才)の「藤×」(諸本「藤萩(荻)」)など、「岸崎氏本」の脱字を「桜井氏本」は共有する。この他、飯石郡堀坂山条でも「堀坂山郡家」の字句を両写本ともに脱落させる。「桜井氏本」以下の諸本のみが「岸崎氏本」の脱字を共有する例も散見され、両写本は共通の祖本から派生した可能性が高いと言える。一方で、「桜井氏本」が「岸崎氏本」と字句を共有しない例(③)もあるが、「岸崎氏本」もしくはその親本での校正によって異同が生じた可能性が考えられる。このように考えると、「桜井氏本」は「岸崎氏本」と共通の祖本を持ち、さらに、その祖本は「春木文庫本」の系統と位置付けることができよう¹⁵。

また、C類型は「桜井氏本」以下の諸本が異同字句を共有するグループである。「桃園文庫本」[東海大学附属図書館蔵]¹⁶、「桃園文庫本」を祖本とする「国会図書館本」¹⁷、「紅葉山本」[国立公文書館蔵]¹⁸が挙げられる。出雲国総記(2丁才)における余戸・駅家・神戸の総数記事の脱落、島根郡総記(16丁才)で「驛家壹家壹」とする「家壹」字の重複、意宇郡母里郷条(6丁才)の「起八口」(諸本「越八口」)、秋鹿郡大野郷条(28丁ウ)の「猶詔大野号」(諸本「猶誤大野号」)など、他の諸本とは共有しない特徴的な異同字句が認められる。この他、出雲郡美談郷条の「御鎮田」(諸本「御領田」)、神門郡総記の「正屋」(諸本「止屋」)などの例もある。このことから、C類型に属する写本は共通の祖本から派生したものであることを指摘できる¹⁹。

D類型は、C類型に属する写本で「桜井氏本」と字句を一致させない例である。意宇郡総記条(3丁ウ)の「黒(里)田驛家」、島根郡海島条(23丁才)の「屋島」(諸本「厓嶋」)などは補訂本系の「風土記抄本」と一致し、その影響を受けた可能性がある。したがって、この類型は「桃園文庫本」「国会図書館本」「紅葉山本」が「桜井氏本」と同一系



写本名 書年	細川家本 (1597)	日御碕本 (1634)	春木文庫本 (1662)	岸崎氏本 (~1683)	風土記抄本 (桑原本 (1683))	覚深氏本 1688/1725	丁	桜井氏本 (1686)	桃園文庫本 (1705)	国会 図書館本 (1728~)	紅葉山本	荷田春満 『風土記者』 (自筆・1723)	荷田春満 『風土記者』 (在満・1742)
A	八十二里	八十三里	八十三里	八十三里	八十三里	八十三里	才	八十三里	八十三里	八十三里	八十三里	—	—
	思	思	思	思	思	思	才	思	思	思	思	—	—
	×芳雲	号出雲	号出雲	号出雲	号出雲	号出雲	才	号出雲	号出雲	号出雲	号出雲	—	—
	衝別	衝別	衝別	衝別	衝別	衝別	才	衝別	衝別	衝別	衝別	—	—
	御枝	御枝	御枝	御枝	御枝	御枝	才	御枝	御枝	御枝	御枝	御枝	御枝
	社者	社者	社者	社者	社者	社者	才	社者	社者	社者	社者	社者	社者
	神須佐乃島	神須佐乃島	神須佐乃島	神須佐乃島	神須佐乃島	神須佐乃島	才	神須佐乃島	神須佐乃島	神須佐乃島	神須佐乃島	—	—
	丁狀	日古	日古	日古	日古	日古	才	日古	日古	日古	日古	—	—
	木一株	木一杵	木一杵	木一杵	木一杵	木一杵	才	木一杵	木一杵	木一杵	木一杵	木一杵	木一杵
	外少初位上	外少初位上	外少初位上	外少初位上	外少初位上	外少初位上	才	外少初位上	外少初位上	外少初位上	外少初位上	外少初位上	外少初位上
B	毛志心々	毛志山	毛志山	毛志山	毛志山	毛志山	才	毛志山	毛志山	毛志山	毛志山	毛志山	毛志山
	之御子	子御子	子御子	子御子	子御子	子御子	才	子御子	子御子	子御子	子御子	子御子	子御子
	郡家	×家	郡家	郡家	郡家	郡家	才	×家	×家	×家	×家	×家	×家
	大皇	天皇	天皇	天皇	天皇	天皇	才	天皇	天皇	天皇	天皇	—	—
	語臣	詔臣	詔臣	詔臣	詔臣	詔臣	才	詔臣	詔臣	詔臣	詔臣	詔臣	詔臣
	志麻呂	志麻呂	志麻呂	志麻呂	志麻呂	志麻呂	才	志麻呂	志麻呂	志麻呂	志麻呂	志麻呂	志麻呂
	他都等×	他都等×	他都等×	他都等×	他都等×	他都等×	才	他都等×	他都等×	他都等×	他都等×	—	—
	神戸參漆	神戸參	神戸參	神戸參	神戸參	神戸參	才	神戸參	神戸參	神戸參	神戸參	—	—
	栗江埼	栗江埼	栗江埼	栗江埼	栗江埼	栗江埼	才	栗江埼	栗江埼	栗江埼	栗江埼	—	—
	議昆	議昆	議昆	議昆	議昆	議昆	才	議昆	議昆	議昆	議昆	—	—
	无魚波	无魚皮	无魚皮	无魚川	无魚川	无魚皮	才	无魚皮	无魚皮	无魚皮	无魚皮	无魚皮	无魚皮
C	詣	詣	詣	詣	詣	詣	才	詣	詣	詣	詣	詣	詣
	布都努志命之	布都努志之	布都努志之	布都努志之	布都努志之	布都努志之	才	布都努志之	布都努志之	布都努志之	布都努志之	布都努志之	布都努志之
	塙柄嶋	塙柄嶋	塙柄嶋	塙柄嶋	塙柄嶋	塙柄嶋	才	塙柄嶋	塙柄嶋	塙柄嶋	塙柄嶋	塙柄嶋	塙柄嶋
	××	××	××	××	××	××	才	××	××	××	××	×	×
	所造國	所造國	×造國	×造國	×造國	×造國	才	×造國	×造國	×造國	×造國	×造國	×造國
	詔故云	×故云	×故云	×故云	×故云	×故云	才	×故云	×故云	×故云	×故云	×故云	×故云
	海柘榴	海柘榴	海柘榴	海柘榴	海柘榴	海柘榴	才	海柘榴	海柘榴	海柘榴	海柘榴	海柘榴	海柘榴
	高	高	膏	膏	膏	膏	才	膏	膏	膏	膏	膏	膏
	一十五丈	一十五尺	一十五丈	一十五丈	一十五丈	一十五丈	才	一十五尺	一十五尺	一十五尺	一十五尺	一十五尺	一十五尺
	八雪立	八雪立	八雪立	八雪立	八雪立	八雪立	才	八雪立	八雪立	八雪立	八雪立	八雪立	八雪立
D	国矣国之餘	國××之餘	國矣××餘	國矣××餘	國矣國之餘	國矣國之餘	才	國××之餘	國××之餘	國××之餘	國××之餘	國××之餘	國××之餘
	布都怒志	布都怒志	布都怒志	布都怒志	布都怒志	布都怒志	才	布都怒志	布都怒志	布都怒志	布都怒志	布都怒志	布都怒志
	置君自烈	置君自烈	置君自烈	置君自烈	置君自烈	置君自烈	才	置君自烈	置君自烈	置君自烈	置君自烈	置君自烈	置君自烈
	速玉社	速玉社	速玉社	速玉社	速玉社	速玉社	才	速玉社	速玉社	速玉社	速玉社	速玉社	速玉社
	一十九	一十九	一十九	一十九	一十九	一十九	才	一十九	一十九	一十九	一十九	一十九	一十九
	来得川	来得川	来得川	来得川	来得川	来得川	才	来得川	来得川	来得川	来得川	来得川	来得川
	負	負	頂	頂	負	頂	才	頂	頂	頂	頂	頂	頂
	苦參	苦參	苦參	苦參	苦參	苦參	才	××	××	××	××	—	—
	西水	西水	西水	西水	西水	西水	才	西水	西水	西水	西水	西水	西水
	夕海	夕海	夕海	夕海	夕海	夕海	才	夕海	夕海	夕海	夕海	夕海	夕海
E	壹拾鄉	壹拾鄉	壹拾鄉	壹拾鄉	壹拾鄉	壹拾鄉	才	壹拾鄉	壹拾鄉	壹拾鄉	壹拾鄉	壹拾鄉	壹拾鄉
	毛志山	毛志山	毛志山	毛志山	毛志山	毛志山	才	毛志山	毛志山	毛志山	毛志山	毛志山	毛志山
	詔	詔	詔	詔	詔	詔	才	詔	詔	詔	詔	詔	詔
	即有正倉	即有正倉	即有正倉	即有正倉	即有正倉	即有正倉	才	即有正倉	即有正倉	即有正倉	即有正倉	即有正倉	即有正倉
	續紛	續紛	續紛	續紛	續紛	續紛	才	續紛	續紛	續紛	續紛	續紛	續紛
	相	相	垣	垣	社	植	才	祖	祖	社	祖	祖	祖
	担	担	垣	垣	社	植	才	祖	祖	社	祖	祖	祖
	參陂	參陂	參波	參波	參波	參波	才	參波	參波	參波	參波	參波	參波
	藤萩	藤萩	藤	藤	藤	藤	才	藤	藤	藤	藤	藤	藤
	叢生×	叢生×	叢生	叢生	叢生	叢生	才	叢生	叢生	叢生	叢生	叢生	叢生
F	甲戌	甲戌	甲戌	甲戌	甲戌	甲戌	才	甲戌	甲戌	甲戌	甲戌	甲戌	甲戌
	冊八步	冊八步	冊八步	冊八步	冊八步	冊八步	才	四十八步	四十八步	冊八步	冊八步	—	—
	詔詔此處	詔詔此處	詔詔此處	詔詔此處	詔詔此處	詔詔此處	才	詔詔此處	詔詔此處	詔詔此處	詔詔此處	詔詔此處	詔詔此處
	九里冊歩	九里冊歩	九里冊歩	九里冊歩	九里冊歩	九里冊歩	才	九里三十步	九里三十步	九里冊歩	九里冊歩	—	—
	二里冊歩	二里冊歩	二里冊歩	二里冊歩	二里四十步	二里三十步	才	二里三十步	二里三十步	二里冊歩	二里冊歩	—	—
	枚	枚	枚	枚	枚	枚	才	枝	枝	枝	枝	枚	枚
	紫×海藻	紫×海藻	紫×海藻	紫×海藻	紫×海藻	紫×海藻	才	紫×海藻	紫×海藻	紫×海藻	紫×海藻	紫×海藻	紫×海藻
	紫菜×藻	紫菜×藻	紫菜×藻	紫菜×藻	紫菜×藻	紫菜×藻	才	紫菜×藻	紫菜×藻	紫菜×藻	紫菜×藻	紫菜×藻	紫菜×藻
	越八口	越八口	越八口	越八口	越八口	越八口	才	越八口	越八口	越八口	越八口	越八口	越八口
	來坐	來坐	來坐	來坐	來坐	來坐	才	坐	坐	坐	坐	坐	坐
G	那富乃夜社	那富乃夜社	那富乃夜社	那富乃夜社	那富乃夜社	那富乃夜社	才	郡富乃夜社	郡富乃夜社	郡富乃夜社	郡富乃夜社	郡富乃夜社	郡富乃夜社
	荻山々	荻山々	荻山々	荻山々	荻山々	荻山々	才	荻山々	荻山々	荻山々	荻山々	荻山々	荻山々
	驛家壹×	驛家壹×	驛家壹×	驛家壹×	驛家壹×	驛家壹×	才	驛家壹×	驛家壹×	驛家壹×	驛家壹×	驛家壹×	驛家壹×
	努那弥社	努那弥社	努那弥社	努那弥社	努那弥社	努那弥社	才	努那弥社	努那弥社	努那弥社	努那弥社	努那弥社	努那弥社
	度隱岐	度隱岐	度隱岐	度隱岐	度隱岐	度隱岐	才	廣隱岐	廣隱岐	廣隱岐	廣隱岐	廣隱岐	廣隱岐
	所瀨崎	所瀨崎	所瀨崎	所瀨崎	所瀨崎	所瀨崎	才	所瀨奇	所瀨奇	所瀨奇	所瀨奇	所瀨奇	所瀨奇
	東辺	東辺	東辺	東辺	東辺	東辺	才	東也	東也	東也	東也	東也	東也
	比羅鳴	比羅鳴	比羅鳴	比羅鳴	比羅鳴	比羅鳴	才	此羅鳴	此羅鳴	此羅鳴	此羅鳴	此羅鳴	此羅鳴
	須々比崎	須々北崎	須々北崎	須々北崎	須々北崎	須々北崎	才	須々此崎	須々此崎	須々此崎	須々此崎	須々此崎	須々此崎
	螺蛳子	螺蛳子	螺蛳子	螺蛳子	螺蛳子	螺蛳子	才	螺妨子	螺妨子	螺妨子	螺妨子	螺妨子	螺妨子
H	猶誤	猶誤	猶誤	猶誤	猶誤	猶誤	才	猶詔	猶詔	猶詔	猶詔	猶詔	猶詔
	菁頭蒿	菁頭蒿	菁頭蒿	菁頭蒿	菁頭蒿	菁頭蒿	才	菁頭蒿	菁頭蒿	菁頭蒿	菁頭蒿	菁頭蒿	菁頭蒿
	間	間	間	間	間	間	才	門	門	門	門	門	門
	國廓	國廓	國務	國務	國務	國務	才	國廓	國廓	國廓	國廓	國廓	國廓
	餘戸肆	餘戸肆	餘戸肆	餘戸肆	餘戸肆	餘戸肆	才	××	××	××	××	—	—
	驛家院	驛家院	驛家院	驛家院	驛家院	驛家院	才	××	××	××	××	—	—
	神戸塗	神戸塗	神戸塗	神戸塗	神戸塗	神戸塗	才	××	××	××	××	—	—
	里一十	里一十	里一十	里一十	里一十	里一十	才	××	××	××	××	—	—
	耶見	耶見	耶見	耶見	耶見	耶見	才	邪見	邪見	邪見	邪見	邪見	邪見
	北海	北海	北海	北海	北海	北海	才	此海	此海	此海	此海	北海	北海
I	百姓之家	百姓之家	百姓之家	百姓之家	百姓之家	百姓之家	才	百姓×家	百姓×家	百姓×家	百姓×家	百姓×家	百姓×家
	真鷗	真鷗	真鷗	真鷗	真鷗	真鷗	才	奧嶋	奧嶋	奧嶋	奧嶋	奧嶋	奧嶋
	名鷗	名鷗	名鷗	名鷗	名鷗	名鷗	才	各嶋	各嶋	各嶋	各嶋	各嶋	各嶋
	和加布都努志	和加布都努志	和加布都努志	和加布都努志	和加布都努志	和加布都努志	才	和加布都奴志	和加布都奴志	和加布都奴志	和加布都奴志	和加布都奴志	和加布都奴志
	童章女	童章女	童章女	童章女	童章女	童章女	才	黒田驥家	黒田驥家	黒田驥家	黒田驥家	黒田驥家	黒田驥家
	沼沬	沼沬	沼沬	沼沬	沼沬	沼沬	才	沼沬	沼沬	沼沬	沼沬	沼沬	沼沬
	意陀支社	意陀支社	意陀支社	意陀支社	伊陀氏社	意陀支社	才	意院支社	意院支社	意院支社	意院支社	意院支社	意院支社
	在社祇	在社祇	在社祇	在社祇	在社祇	在社祇	才	在社祇	在社祇	在社祇	在社祇	在社祇	在社祇
	一石	石	不在	不在	×	×	才	石	石	石	石	石	石
	所謂	所謂	所謂	所謂	所謂	所謂	才	所調	所調	所調	所調	所調	所調
J	枯見	枯見	枯見	枯見	枯見	枯見	才	祐見	祐見	祐見	祐見	祐見	祐見
	土鷲												

譜上ではあるが、後出の写本であることを示唆すると言えよう。

校合を通した上記の検討をまとめると、上記のような模式図となる。実際はなお多くの写本が存在し、より複雑な状況を呈したと考えられる。

4. 「桜井氏本」書写とその背景

(1) 嶺氏春の動向から

前節では、写本間の異同字句から類型化を試み、「桜井氏本」と諸写本との近親性について言及した。ここではそれに基づき、「桜井氏本」書写の歴史的背景を考えたい。

第1節で示した奥書から「桜井氏本」は宗像宮社人の嶺氏春が貞享3(1686)年10月に書写し終えたものであることが分かる。嶺氏春(1666~1737)は、宗像大社社家の一つ、嶺家の出身である。宗像大社は宗像大宮司家の断絶や上級権力による所領没収などで、中世末期にはその勢力を喪失し、近世において深田家や嶺家らの社家が中心となって存続していた。また、奥書末尾にある「櫻井大宮司」とは、福岡藩主黒田家の信仰を受け、寛永9年(1632)年國中社家の惣司(触頭)に命じられた桜井神社神主家の浦氏を示す。福岡藩領の中小神社の神職は、桜井大宮司浦氏の支配下にあった²⁰。このような勢力関係の中で、桜井大宮司浦氏が嶺氏春に書写を依頼して成立したのが「桜井氏本」とみられる。

それでは、嶺氏春はどのような経緯で『風土記』を書写しないし入手し得たのであろうか。

嶺氏春が学問を修める上で重要な役割を果たしたのが、福岡藩士・貝原益軒(1630~1714)である。益軒は氏春が幼少の頃より交流を持ち、勉学や婚姻につき心を配ったことを窺わせる書状も残されている²¹。益軒は『大和本草』や『養生訓』など多くの書物を著し、儒者や医者として知られる。また、元禄元(1688)年から元禄16年の間に『筑前国続風土記』を編纂した人でもある。益軒は、木下順庵や山崎闇斎、松下見林など江戸や京都の学者との交友関係を持ち、継続的な交流を行っていたことがその日記から知られる²²。このことから、氏春は益軒の交友関係を通して、『風土記』を書写したと見るべきであろう。かかる観点から、「桜井氏本」が書写された貞享3年以前における氏春の動向を見ると、いくつかの点が注目される。

まず天和2(1682)年、氏春が益軒に従って江戸に赴き、帰国の際、京都に滞在して松下見林に学んだことである。益軒の日記によると、天和2年11月に江戸に入り、前橋藩主酒井忠拳の招きで幕府儒官人見友元と初めて面会したこ

とも知られる²³。江戸や京都では神道の秘書等を書写したとされ、その中に『風土記』も含まれていた可能性がある²⁴。

また、益軒の日記に、氏春が貞享3年2月13日と同年11月24日に益軒の元を訪ねたことが記されることも注目される²⁵。氏春は益軒の門弟ではあるが、その日記には両日以外に登場することはない。日記には「来」と記されるだけであるが、『風土記』書写完了の10月を挟む形での訪問であり、写本書写との関係が注目されるのである。益軒は貞享元年11月から2年3月にかけて江戸へ赴き、木下順庵、人見友元、吉川惟足らと数度会い、新橋写本肆にも立ち寄っている。また、帰途の京都では松下見林と会ったことが知られる。この時に益軒が『風土記』を入手し、彼の帰国後に氏春が借用した可能性も考えられよう。

仮に後者の可能性をみるならば、益軒が『風土記』を所持していたことが前提となる。益軒の門弟竹田春菴が記した晩年の益軒の蔵書とされる「家蔵書目録」には、倭書地理の項に「〈写本〉出雲風土記〈二〉」(〈 〉内は小字)とある²⁶。すなわち、入手年代は不明ながらも、益軒は『風土記』を所持していたのである。益軒所持本の内容は明らかでないが、蔵書目録の書名下に「二」と注記されることから、二冊本であったことが窺える。二冊本の体裁をとる脱落本系の写本は、現在知られるところで「色川氏本」[静嘉堂文庫蔵]だけである。田中卓氏は「色川氏本」を松下見林旧蔵本と祖本が兄弟関係にあると指摘しており²⁷、益軒所持本が松下見林を通じて得られたものである可能性を考えることができる。

このように、「桜井氏本」書写以前の嶺氏春の動向に注目すると、貝原益軒の交友関係を背景として、嶺氏春は江戸や京都で書写し得た環境にあったことが分かる。

(2) 写本間の親縁関係から

—「桃園文庫本」と「国会図書館本」をめぐって—

次に、前節で検討した写本間の親縁関係から、「桜井氏本」書写の歴史的背景を考えたい。

前節で見たように、「桜井氏本」は「桃園文庫本」「国会図書館本」「紅葉山本」等と共に祖本をもつと推定される。このうち、「桃園文庫本」には奥書が記され、書写的な経緯を知ることができる。

一日過_四日市_閱_估藁中_有_此書_而求_得_之袖而歸矣、夫風土記者元明天皇御宇始令撰以來年歷久遠而往々紛失、今世僅所存一二州耳、余欲見々既有_年矣、而家々祕之敢〔不〕許電覽也、今日得_馬誠偶

然也哉、凡天下物以_レ無_レ換_レ珍書之樂_レ也、吁、余宿心既足矣珠玉金帛奚、以為余喜因_レ書卷後_レ以記_レ其喜云_レ
寶永乙酉二年秋八月廿四日書于江戸三溪寮舍

術齋開老甫

この奥書から、「桃園文庫本」は「齋開老甫」が江戸日本橋の四日市の書肆にて「此書」を確認し、買い得たものであることが分かる。『風土記』を閲することを望んでいたが、家々が秘書として見ること叶わず、今日書肆で偶然見つけることができた喜びを続けて記している。奥書は宝永2(1705)年8月に記されており、その入手もそこから遠くない時期のことと考えられる。

奥書を記した「齋開老甫」についての詳細は不明であるが、「桃園文庫本」を祖本とする「国会図書館本」にはほぼ同内容の文に続けて次のような奥書が記されている。

以_レ関祖衡先生蔵本_レ、正徳四年甲午冬陽二十日書_レ
于武陽豊嶋郡櫻田郷霞関山亭_レ
聴窓散人田義郷
享保十三年壬申応鐘上灝
武江陰蟄於岫雲堂下写之
トアリ

これによると、「国会図書館本」は、正徳4(1714)年に「田義郷」が関祖衡所持本を書写し、これを享保13(1728)年に書写したものであることが分かる。さらに末尾の「トアリ」の文字から、再び書写された可能性も窺える。

この奥書からすると、「国会図書館本」の原本は江戸において伝写され続けた写本であること、また、「齋開老甫」とは関祖衡の号とみられることが分かる。関祖衡とは地誌学者として知られ、最初の幕撰地誌とされる『五畿内志』を企図した人物である。享保元~14(1716~29)年ごろに死去したとされ、奥書との年代的な矛盾はない。「桃園文庫本」奥書の「余欲_レ見々_レ既有_レ年矣」とある一文は祖衡の学問的関心を反映したものとみることができるだろう。

このように、「桜井氏本」に近い「桃園文庫本」「国会図書館本」は江戸で売買されて書写され続けた写本であることが分かり、このことから、「桜井氏本」も江戸で書写されたものとみる方が妥当と言えよう。したがって、「桜井氏本」は、貝原益軒と交友関係にあった幕府儒官の人見友元や木下順庵、あるいは吉川惟足らに由来すると考えられるのである。

(3) 写本間の親縁関係から

—「紅葉山本」と『風土記考』をめぐって—

次に、前節でC類型の一つとした「紅葉山本」との関係から考えたい。田中卓氏は「紅葉山本」を江戸時代中~後期の書写とする²⁸。

「紅葉山本」との親縁性で注目されるのは荷田春満の『出雲風土記考』である。表1で『出雲風土記考』自筆本・在満本との校合も示したが、青木周平氏が指摘するように、「紅葉山本」と近い関係にあることが分かる²⁹。『出雲風土記考』在満本の奥書には次のように記される。

右一巻、養父春満往年奉_レ命校_レ正官本出雲風土記_レ之日、所_レ手録_レ以贈_レ下田師古_レ也、師古死後、其父泉翁返_レ之了、
故在_レ予家_レ
寛保二年十月 荷田在満

すなわち、荷田春満が幕命により「官本出雲風土記」を校正した際の「手録」本が『出雲風土記考』であることが分かる。青木氏が紹介された春満から下田師古宛ての書簡に係る羽倉信真氏の言によると、「出雲風土記を考訂したのは即ち享保8(1723)年の冬より享保9年の春にかけて」のこととされる。つまり、「紅葉山本」は『出雲風土記考』の底本「官本出雲風土記」とも近い関係にあると言えるのである。

この「官本出雲風土記」とは幕府所蔵の写本とみられるが、江戸城内に置かれた幕府の文庫として紅葉山文庫がある。当初は歴代將軍の手沢本や徳川家康の「駿河御譲本」を基礎に構成された文庫であるが、徳川吉宗の享保年間にその体制が強化された。蒐書により良本を増やし、諸本の校合作業によって「正本」を確定していく等、將軍の文庫としての威儀が整えられたのである。荷田春満による校正はこの作業に伴うものと考えられる³⁰。おそらくは、その際に「正本」として書写された写本の系譜に連なるのが「紅葉山本」であろう。

このことから、「官本出雲風土記」は享保年間以前には紅葉山文庫に蔵された写本と考えられるが、一方で、これと祖を同じくする可能性が高い「桃園文庫本」が宝永2年に日本橋の書肆で売られていたのである。この両者の関係については、紅葉山文庫から借用された写本の転写本が流布したものか、大名家や学者等の間で伝写された写本が「官本」として納められたのか、いずれの可能性も考えられる。ただし、前項で検討した如く、両写本と系譜的に先行する桜井氏本が江戸の学者間で伝写された写本と想定さ

れるならば、後者の可能性をみるべきであろうか。

また、享保年間以前の動向として注目されるのは、元禄年間(1688～1704)に紅葉山文庫の職制が整備された際、民間書肆の出雲寺家が書物師として任命されたことである。風干し時に書籍を修復することが出雲寺家の当初の役割であったとされるが、『本朝通鑑』『大日本史』の編修に際して史料蒐集に協力し書籍類の探索を行うなど、古典や古書に関する知識が認められて、風干しに係るようになつたとされる³¹。

D類型に属する「桃園文庫本」「紅葉山本」は、天和3(1683)年成立の「風土記抄本」以降の補訂本の影響が見られることから、少なくとも同年以降の書写と考えることができる。したがって、推測の域を出るものではないが、「官本出雲風土記」とは江戸の学者間で伝写された「桜井氏本」系統の写本を底本とし、これに補訂本による校正が加えられたものと考えられる。こうした経緯をもつ写本が元禄年間以降出雲寺家等を通して紅葉山文庫に納められたのではなかろうか。

5. 「大三和氏本」と青柳種信

次に、「大三和氏本」について見たい。写本の概要は第1節で述べたが、その書写の経緯は奥書から文政7(1824)年に大三和許連証受が「柳園先生」蔵本を書写したものであることが知られる。この「柳園」とは、福岡藩の国学者・青柳種信(1766～1835)の号である。

このことで注目されるのが、九州大学附属図書館蔵の「梶田氏本」との関係である。梶田氏本には次のような奥書が記される。

寛政四年十月下旬 青柳種満
于時文化五年辰二月廿三日写之也
梶田真萬呂

すなわち、寛政4(1792)年に青柳種満(種信)が書写した写本を文化5(1808)年に梶田真萬呂が書写したものであることが分かる。このことから、「梶田氏本」と「大三和氏本」はともに青柳種信の所持本を書写したとみられ、その内容の親縁性が注目される。

次に示したのが、『風土記』巻頭から樋縫郡条までの両写本の主な異同につき、まとめたものである。写本の略称は以下の通り。「八」：「八雲軒本」[国立公文書館蔵]、「京大」：「京都大学図書館本」、「松」：「松下氏本」[石川武美記念図書館蔵]、「抄」：「風土記抄本」(桑原家本)、「万」：

「万葉緯本」[京都賀茂別雷神社蔵]

「梶田氏本」「大三和氏本」の字句 一諸写本の字句

【脱落】

××	一賀茂島〈既／磯〉(意宇郡賀茂島条)
×蓼	一鰐蓼(意宇郡津間抜池条)
×楓嶋	一塩楓島・塩樺島(意宇郡塩樺島条)
朝酌促×	一朝酌促戸・朝酌促戸渡 (島根郡朝酌促戸条)
神現而飄×	一神現而飄風(島根郡加賀神崎条)
御×	一御侘・御託(楯縫郡神名樋山条)
×	一同・郡家東北(楯縫郡多久川条)

【異同(両写本のみ)】

布都努志之命	一布都努志命之(意宇郡山国郷条)
意阿支社	一意陀支社(意宇郡神社条)
宇竹真留	一宇竹真嶋・真前(意宇郡栗島条)
概主改	一概主政・擬主政(意宇郡郡司条)
名故曰	一名故・故名(島根郡郡名条)
西河埼	一栗江埼・西江埼(島根郡栗江埼条)

【異同(両写本での相違)】※〈 〉内は字句が一致する写本
来坐：梶田 来×：大三和

　　一来坐(意宇郡母里郷条)
公〈八・京大・松〉：梶田 ×：大三和
　　一出・於・於公(楯縫郡郡名条)

【異同(諸本と一致)】

穴道驛〈京大〉	一完道驛(意宇郡宍道駅条)
山高〈八・京大・抄〉	一嵩・蒿(意宇郡砥神島条)
西家正西〈八・京大〉	一郡西家正西・郡家正西 (島根郡法吉郷条)
倉舍人居等〈八・京大・松〉	

多伎都比吉×	〈八・京大・松〉 一多伎都比古命(楯縫郡神名樋山条)
出雲郡×	〈京大・松〉一出雲郡堺(楯縫郡通道条)
松林第澤〈松〉	一松第澤林(島根郡許意島条)
有渕〈松〉	一在渕・有澤(秋鹿郡都勢野条)
風之〈松・抄・万〉	一風々(秋鹿郡惠曇濱条)
加茂神戸〈抄〉	一賀茂神戸(意宇郡賀茂神戸条)
都波茨〈万〉	一都波貳(島根郡鳩島条)
鬼〈抄・万〉	一鬼(楯縫郡神名樋山条)

脱落字句は提示したものの他、巻末総記通道条の一部など「梶田氏本」「大三和氏本」で共通する部分が多い。また、両写本のみで共通する異同字句に加え、楯縫郡神社条頭注での尾張風土記引用なども共通しており、内容的な検討からしても、両写本は祖を同じくする可能性が高く、青柳種信所持本に由来する写本とみることができる。

諸本との関係は、「梶田氏本」について、田中卓氏は「京大図書館本」と「好古堂甲本」〔無窮会神習文庫蔵〕と親を同じくする兄弟関係とし³²、加藤義成氏は京大図書館本に近い本と推定する³³。一方、「大三和氏本」は、加藤氏は「藤波家本」に近いとし、「藤波家本」は「松下氏本」や「好古堂乙本」に近いとした³⁴。

ここで両写本と諸本との異同に注目すると、脱落本系の「八雲軒本」「京大図書館本」「松下氏本」との間で異同字句の一致が多く見られる。また、補訂本系の「風土記抄」や「万葉緯本」と一致する字句も含まれることが確認される。このことから、両写本は田中・加藤両氏が指摘するように、「京大図書館本」や「松下氏本」の系譜をひくものとみることができる。また、補訂本系との関係からして、両写本の祖本は補訂本による校合を伴って成立した経緯も窺うことができる。

なお、「梶田氏本」書写の経緯に関して、野々村安浩氏は筑紫豊氏の論考で紹介される内山真龍から青柳種信に宛てた書簡について、「梶田氏本」の奥書の記載に対応した内容であるとする³⁵。その書簡は「梶田氏本」書写と同月の寛政4年10月10日の日付で、内容は次の通りである。

「(前略) 出雲風土記解、此度可進を清書に取かゝり、今三者の方にて書とり候へば、しばらく有てよき下書を差進じたく存候。風土記を初て見る人はハ、此解見しとて何おかしき事もあらじかし、貴兄は度々の御望なれば、おしなべて台本はよくも見給ふならん。此解三巻追付差遣し候ハ、解の誤、文字の違ひ、何事もきずあらん所を改め給はらましく存候。(下略)」

青柳種信は同年4月と5月の内山真龍宛の書簡で『出雲風土記解』(以下、『解』)閲覧の希望を述べており、上記の書簡はこれに応じたものとみられる。すなわち、真龍は『解』の下書を種信にしばらくしてから差し上げたいとし、また、風土記を初めて見る人は『解』を見ても何も不審に思わないだろうが、再三の閲覧希望から種信は「台本」(大本)を詳しく見るだろうとする。その上で、注釈の誤りや文字の異同の指摘をお願いしたいとする。注目すべき書簡と言えるが、その内容は『解』写本の貸借について

て言及される一方で、直接『風土記』書写との関係を窺うこととはできない。無論、「梶田氏本」書写と同月であることから無関係とは言えず、真龍からの校正依頼が「梶田氏本」書写の契機となった可能性はあろう。どのような由來の『風土記』写本を種信が書写したものかは、諸写本との校合をふまえて今後明らかにすべき課題である。

6. おわりに

以上、煩瑣な検討に終始したが、最後に小稿の内容をまとめておきたい。

「桜井氏本」については、宗像大社社家の嶺氏春が、貝原益軒の交友関係を背景に、江戸で幕府儒官の人見友元らに由来する写本を書写したものであると推測した。「桜井氏本」は「官本出雲風土記」や「紅葉山本」「桃園文庫本」等とも祖本を同じくし、この系統では「桜井氏本」が年紀を有する最古本であることから、江戸で伝写された写本の様相を考える上で貴重な史料と位置付けられる。また、「岸崎氏本」とも共通の祖本をもつ関係にあることを指摘したが、松江藩士・岸崎時照所持の写本が江戸経由で伝写された可能性を示唆する上でも注目される。加藤義成氏によって、「最も普通の本」と評された「桜井氏本」であるが、その書写の背景を検討すると、『風土記』写本研究において重要な写本であることが明らかとなった。

また、「大三和氏本」については、福岡藩の国学者・青柳種信に由来するものであることを指摘した。同様に種信所持本から書写された「梶田氏本」と祖を同じくすることも明らかにした。

「桜井氏本」書写の嶺氏春の師である貝原益軒は『筑前国続風土記』を著し、「大三和氏本」書写の青柳種信は『筑前国続風土記拾遺』を編纂している。両書とともに体裁は中国地誌に倣うものではあるが、『風土記』が彼らの周辺に存在したことは古風土記の影響も少なからずみることができる。このような福岡藩の近世地誌に関わる『風土記』写本が出雲で出会い藏されることはまさに奇遇と言えよう。

なお、「梶田氏本」の校合に際しては、島根県古代文化センター保管の同書影印を使用した。便宜を圖って頂いた同センター野々村安浩氏に記して謝意を申しあげる次第である。

註

- 1 「桜井氏本」は影写本『出雲風土記 六所神社本』(佐野正巳解説、白帝社、1968)が刊行されている。
- 2 加藤義成「諸本概説」(同『校本 出雲国風土記』、出雲国風土記研究会、1968)。
- 3 前掲加藤(2)論文。
- 4 一部に補訂が加わっている写本を「小再脱本」ともいいう(加藤義成「諸本の系統」(同『校本 出雲国風土記』、出雲国風土記研究会、1968))。
- 5 田中卓「出雲国風土記諸本の研究」(同『出雲国風土記の研究』、出雲大社御遷宮奉賛会、1953)。
- 6 秋本吉郎『風土記の研究』ミネルヴァ書房、1963。
- 7 前掲加藤(4)論文。
- 8 加藤氏は延長3(925)年の風土記撰進の官符を承けた補訂とし、平安時代には出雲地域に補訂本が存在したとする。また、田中氏や秋本氏も『延喜式』による補訂と考えている。
- 9 平野卓治「『出雲国風土記』の写本に関する覚書」(島根県古代文化センター『古代文化研究』4、1996)
- 10 また、近年の研究において、「補訂本」が日御碕本から派生した可能性が高いことも指摘される(高橋周「出雲国風土記写本二題—郷原家本と「自清本」をめぐって—」(島根県古代文化センター『古代文化研究』22、2014)・伊藤剣「日御碕本『出雲国風土記』の訓読が作った風土記本文」(早稲田大学総合研究機構日本古典籍研究所『早稲田大学日本古典籍研究所年報』第7号、2014))。
- 11 前掲加藤(2)論文、前掲田中(5)論文。
- 12 本文52丁、本文半丁面10行、一行18字詰。奥書に「寛文二壬寅年五月以中西氏信慶本書写畢」とある。寛文二年は1662年。中西信慶(1631~1699)は伊勢外宮の禰宜。
- 13 本文71丁、本文半丁面7行、一行約18字詰。奥書に「岸崎左久次照時正本」と記され、岸崎が天和2(1683)年に著した『風土記抄』と関わる写本と捉えられる。前掲高橋(10)論文参照。
- 14 本文46丁、本分半丁面11行、一行20字詰。奥書に来歴が記され、貞享5(1688)年に京都の国学者・松下見林所持本を比叡山鶴足院の覚深が書写し、享保10(1725)年に校合が加えられたものであることが分かる。
- 15 C類型で桜井氏本と同祖に位置付ける紅葉山本について、田中卓氏は春木文庫本と同系統とする(前掲田中(5)論文)。
- 16 本文82丁、本文半丁面7行、一行16~18字詰。
- 17 本文49丁、本文半丁面10行、一行18~19字詰。
- 18 本文52丁、本文半丁面10行、一行18字詰。
- 19 この他、C類型と同様の異同字句が認められる写本として、「中川氏本」[神宮文庫蔵]、「東壁本」[大阪府立図書館蔵]、「農商務省本」[国立公文書館蔵]がある。特に「中川氏本」は伊勢内宮禰宜中川経晃が寛文4(1664)年に書写したとする奥書をもち、この類型の起源に近い写本と考えられる。
- 20 田中由利子「近代における地方神社の触頭支配確立—香椎宮奉幣使発遣を契機とした福岡藩桜井神社の触頭をめぐって—」(九州大学『比較社会文化研究』第31号、2011)。
- 21 「嶺家文書」(『益軒資料』五、九州史料刊行会、1959)。
- 22 「寛文日記」(『益軒資料』一、九州史料刊行会、1955)。
- 23 「損軒日記略」(『益軒資料』一、九州史料刊行会、1955)。
- 24 『宗像神社史』下巻(宗像神社復興期成会、1966)。
- 25 前掲(24)史料。
- 26 『益軒資料』七、九州史料刊行会、1960。
- 27 前掲田中(5)論文。
- 28 前掲田中(5)論文。
- 29 青木周平「荷田春満の風土記研究—自筆稿本『出雲風土記考』を中心に—」(『風土記研究』第29号、2004)。
- 30 藤實久美子「紅葉山文庫の管理と書物師出雲寺家」(『近世書籍文化論—史料論的アプローチー』吉川弘文館、2006)。
- 31 前掲藤實(30)論文。
- 32 前掲田中(5)論文。
- 33 前掲加藤(2)論文。
- 34 前掲加藤(2)論文。
- 35 筑紫豊「福岡藩の国学者 青柳種信の研究(二)一拾遺を繞ぐる人脈—」(『福岡市立歴史資料館研究報告』第2集、1978)、野々村安浩「資料調査 出雲国風土記写本の調査(三)」(島根県古代文化センター『古代文化研究』4、2006)。

共同研究「『出雲国風土記』写本「桜井氏本」「大三和氏本」(吉岡家蔵)の系譜」

共同研究の体制

共同研究代表者・原稿執筆者
：高橋 周
(出雲弥生の森博物館)
共同研究者：高屋 茂男
(八雲立つ風土記の丘)

打ち合わせ、調査の記録

第1回
平成26年6月10日(火)
会場：八雲立つ風土記の丘
参加者：高橋、高屋
内容：写本の熟観、調査

第2回

平成26年1月5日(月)
会場：メール等による
参加者：高橋、高屋
内容：これまでに高橋が行ってきた『出雲国風土記』写本研究の成果をふまえ、高橋を研究代表者として、共同研究を行うこととした。

第3回

平成27年2月10日(火)
会場：メール等による
参加者：高橋、高屋
内容：原稿内容に関する協議

か ん ら い 加 納 莊 蕾 と 平 和

— 恒久平和を求めた画家の生き方 —

研究代表者

加 納 佳世子

(安来市加納美術館)

共同研究者

三 島 房 夫

(安来市加納美術館)

神 英 雄

(浜田市世界こども美術館)

画家としての加納辰夫

神 英雄

P. 12

世界平和を求め続けた加納荘蕾

三島 房夫

P. 18

家族から見た加納荘蕾

加納佳世子

P. 30

画家としての加納辰夫

浜田市世界こども美術館 神英雄

はじめに

加納辰夫（1904–1977）¹は、第二次大戦後フィリピンの収容所にいた多くの日本人死刑囚の助命嘆願運動を行い、その後子ども達の人権を守る運動をした平和活動家として広く知られている。

彼は昭和6（1931）年から6年間島根県立女子師範学校附属原井小学校（現浜田市立原井小学校）の教壇に立ち、児童に絵画の指導をするかたわら、中尾彰とともに独立協会系の洋画グループを立ちあげ、東京から中山巍^{たかし}を招いて本格的な洋画講習会を開いた。このことは加納の出身地である安来市を除くと、ほとんど知られていないかった。

筆者は、平成23（2011）年7月から25年10月まで浜田市が保有する公共施設の美術品調査を実施して、浜田における近・現代美術の流れを考察したが²、その際、加納が浜田の美術文化形成に大きな影響を与えたことを知り得た。以下において、報告書の記載内容をもとに加納の浜田時代における活動を紹介したい。

1. 安来時代の加納辰夫

（1）ふるさとで教壇に立つ

加納辰夫は、大正10（1921）年に島根師範学校本科第一部に入学した。一級上の島根県飯石郡三刀屋町（現雲南市三刀屋町）出身の小瀧彬^{こだきあきら}³と出会ったのをきっかけに油彩画を始めた。しかし、翌年父が逝去したことで中退し、布部に帰って農業に従事した。だが、どうしても教師になりたいという希望を抑えることが出来ず、大正12（1923）年に臨時島根県小学校教員養成所に入学して教員資格を取得する。

翌年、同所を卒業すると、布部村の宇波尋常小学校に配属されて1年間過ごした。翌年には安来町の尋常高等小学校の教師となり、仕事の傍ら絵を描いていたが、本格的な絵の書き方を学びたいと強く願い、大正15（1926）年に上京して川端画学校と本郷洋画研究所に入所した。この川端画学校は、日本画家川端玉章（1842–1913）が明治43（1910）年に設立した学校だが、田中頼璋（1866–1940）・中原芳煙（1875–1915）・杉浦非水（1876–1965）ら浜田の近・現代美術の形成に大きな役割を果たした多くの画家が川端の系譜に連なっていることが興味深い。

加納は、川端画学校でフランスから帰国した岡田三郎助から指導を受けた。ここで前田寛治・佐伯祐三らと交友を深めた。佐伯の洋行を港で見送ったこともあったらしい。

昭和4（1929）年に帰郷した加納は、母校の布部尋常高等小学校の教壇に立った。子ども達への指導の傍ら積極的に制作を続け、光風展・白日展・二科展などに出品して入選を重ねていった。また、美術教育に関する著作も刊行した。そして、昭和6（1931）年、東京で独立美術協会が創立されるとこれに参加して出品した。

（2）山崎修二・中尾彰との出会い

この頃、布部村に程近い大塚村（現安来市大塚町）に住む山崎修二（1910–2001）という青年が米子中学校卒業後の進路に悩んでいた。

山崎は、昭和12（1923）年に米子中学校（現米子東高校）に入学したが、在学中にコローやセザンヌなどに憧れ、松江洋画研究所に通うようになった。そして、同16（1927）年の第4回夏季洋画講習会の時に槐樹社同人の斎藤与里（1885–1959）と出会った。斎藤は、フランスのフォービズム（野獣派）を日本に紹介するなど、近代絵画の発展に尽力した。文展を離れて岸田劉生とともにフュウザン会を創設した後、友人らとともに槐樹社をつくり、雑誌『美術新論』を発刊して官展の改革に努めていた。この間、全国各地の洋画講習会に赴き、指導にあたった。

斎藤は、松江の洋画講習会で山崎の非凡な才能を見出し、その才能を開花させるためには、是非とも東京の画学校へ進学させたいと考えた。一方、母校の校長は東京高等師範学校英語科への推薦入学の手続きをとってくれた。どうするべきかと苦悩しているうちに卒業してしまった。

4月初め、東京から布部村に帰省していた加納がこれを知り、1週間ほど山崎を自宅に泊めて熱心に絵の指導をした。山崎は、その後産休教員の代行として荒島小学校に約2カ月勤めた後、9月には代用教員として広瀬小学校に赴任した。そこで津和野出身の中尾彰と出会った。

中尾彰（1904–1994）は、少年時代を津和野で過ごし、成長して満州（現中国東北地方）に渡った。内地に戻った後、日原（現津和野町日原）でしばらく代用教員をし、昭和3（1928）年に広瀬小学校に移った。その頃、彼は画家になるか文学者になるか苦悩していたらしい。山崎は、当時の中尾を評して「氏は由井正雪とあだ名されて、蒼白の顔面に肩までの長髪、その異形のため誤解されて警察の監

視も受けていたようだった」と記す⁴。

独立美術協会設立された際、中尾は加納とともにこれに参加して出品。以後画家の道を歩むようになった。

2. 洋画黎明期の浜田

加納が来る前の浜田において、美術の礎をつくったのは、杉浦非水と森脇忠の師弟および清水光夢の3人である。

(1) 杉浦非水と森脇忠

愛媛県松山出身の非水は、本名を朝武といつた。東京美術学校（現東京藝術大学）で川端玉章に日本画を学ぶ一方、黒田清輝に洋画を学んだ。卒業後、黒田に勧められて欧風図案の研究を始めた。

明治35（1902）年、黒田の推薦により大阪の三和印刷所図案部に就職したが、図案部の閉鎖により職を失う。第5回内国博覧会関係雑誌の表紙などを描いて糊口をしのいでいた。杉浦が将来の生活に不安を抱えていた明治37（1904）年3月、突然日本画家中原芳煙の後任として浜田に行く話が舞い込んだ。

邑智郡都賀行村（現美郷町潮村）に生まれた中原芳煙（芳烟）（1876–1915）は、川本高等小学校卒業後石見学校（後に改編により第二尋常中学校と改称、現浜田高校）に進み、4年の時に中退して京都に出て一時期竹内栖鳳に師事したらしい。

明治30（1897）年、東京美術学校（現東京藝術大学）に入学し、川端玉章に指導を受けた。本科2年の時に美術学校生徒成績品展覧会に出品した「秋野鹿図」が1等褒状を受賞。卒業後全国各地を巡ってスケッチをしていたが、家族が帰郷を懇願したことから、明治37（1904）年1月に島根県立第二中学校（現浜田高校）教諭となった。しかし、才能が埋もれてしまうのを恐れた川端玉章が東京に戻ってくるようにと指示し、2カ月後に学校を退職し、宮内省に入って正倉院御物の整理にあたった⁵。この時、川端が中原の後任として推薦したのが杉浦だった。

杉浦は3月31日から翌年11月3日まで勤務した。赴任して間もない4月、杉浦は後に「激情の歌人」として名を馳せる岩崎翠子（兄は福沢桃介）と結婚し、1年9カ月間波子町に住んだ。海岸を散策する二人を見て、地元の人々はオシリ夫婦と尊したという。

明治38（1905）年5月28日、日本海海戦で損傷した特務艦イルティッシュ号（7500t）が和木海岸の真島付近（現江津市和木）で投降した。乗組員は救助され、将校は都濃村で酒造業を営んでいた森脇久五郎宅に収容され、ほかの兵士は嘉久志小と和木小に収容された。この時、杉浦はいち

早く和木海岸に駆けつけ、ロシア兵救出の様子をスケッチして『軍国画報』に投稿した（写真1）。作品は7月3日発行の『軍国画報』第2年第8巻に掲載された。

この時、杉浦を江津に案内したのが、浜田中学校3年生の森脇忠だった。忠はロシア兵将校が収容された森脇家の子どもだ。やがて森脇のたぐい稀なる素質を知った杉浦は、東京美術学校への進学を勧めた。

杉浦にとって、イルティッシュ号事件は東京に戻る大きなチャンスとなった。『軍国画報』に絵が掲載されたのを機に、東京から声がかかって東京中央新聞社に入社した。その後、三越呉服店のポスター・デザインの制作（1914年）に始まり、東京地下鉄道（現東京メトロ銀座線・上野–浅草区間）開業広告ポスターの制作（1927年）、煙草パッケージの図案づくりをした。昭和10（1935）年、多摩帝国美術学校（現多摩美術大学）の創設に参加し、校長と図案科主任を兼任した。後に我が国におけるグラフィックデザインの祖の一人と言われるようになった。

森脇忠（1888–1949）は、那賀郡都濃村（現江津市嘉久志町）の醸造業の家に生まれ、第二中学校で杉浦の指導を受けた。ここで杉浦に画才を見出され、中学卒業後上京して一旦は美術と無関係の私大に進んだものの、杉浦の紹介で黒田清輝の弟子中沢弘光の指導を受けるようになる。その際、黒田に才能を認められて東京美術学校西洋画科に入り直した。大正4（1915）年に同校を卒業したが、この年の文部省美術展覧会（文展）に出品した「鏡の前」で三等賞を受賞した。

その後、京都の第三高等学校（戦後京都大学に統合）の図画講師となり、主に建築関係の製図や美術同好会の指導をした。この間、帝国美術院展覧会（帝展）で特選を重ねて頭角を現していく。

ところが、大正9（1920）年に醸造用に引水していた山水の水質悪化によって生家が破産⁶。森脇は自らの作品を売ることで多額の借財整理をせざるを得なくなった。手持ちの作品だけでは足りず、乱作乱売を余儀なくされたため、森脇に対する画壇の評価は失墜した。そこで洋行して再起を図ろうとしたが、渡航費用が調達出来た頃に腎臓結石（一説には胆石ともいわれる）になり実現しなかった。

第二次世界大戦中は親戚の及川吉志郎海軍大将の勧めで従軍画家となって中国に渡り、終戦後は浜田市内を転々としながら絵を描き続けた。代表作は全て京都市美術館に収蔵されている。

(2) 清水光夢

浜田出身の清水光夢（1902–1994）は、昭和4（1915）年に浜田中学校に入学したが、5年生の時に病気になり、中

途退学を余儀なくされた（準卒扱い）。この頃から洋画に興味を持ち、昭和12（1937）年、本格的に洋画を学ぶために上京した。太平洋画会美術研究所で永池秀太に洋画を学び、同6（1931）年まで在籍した。翌年、帝展に出品した「碎氷船」が初入選した。

その後、清水は家族の要請で帰郷し、佐々木重雄、伊藤彪、杉本完二、二宮新、小牧良輔ら浜田に住む青年画家とともにハイヤー会や白鳳会などの名称でグループ展を開き、研鑽を積んでいった。しかし、この研究会は長続きしなかった。

黎明期の洋画家には、このほか千金貫事（1901－1965）がいる。彼の活動については別稿⁷に譲りたい。

3. 独立美術系講習会の始まり

（1）原井小学校焼失

昭和7（1932）年4月、加納は島根県立女子師範学校附属原井小学校の主事津田萬夫の招へいで浜田に移り、同校に赴任した。学校に残る台帳には「原井尋常高等小学校訓導兼島根女子師範学校訓導」とある。若くて学究肌の津田は、原井小学校で新しい教育を開拓しようと願い、加納も優秀な人材を招へいたものらしい。

加納が赴任して間もない5月22日午前0時30分頃、後館東側から出火し、数時間で前館・後館・雨天体操場・便所・その他四棟が焼失した。速早く現場にかけつけたのは、学校近くの浪花食堂で話をしていた加納と千代延斌だった。二人が「火事だ」という声を聞いて浜田大橋に飛び出すと、河口の方が猛炎があがっているのが見えた。下駄ばきで走って現場に着くと、持てるだけの帳簿を抱えて持ち出した。

翌朝、女子師範学校の会議室で職員会議が開かれ、津田は嗚咽しながら、火事を出したことを詫びるとともに、復旧の決意を述べた。数日臨時休校した後、焼け残った講堂・女子師範学校・幼稚園・松原小学校を借りて二部授業が始まった。千代延は「学校は焼けても私たちの心は焼けない」と訴え、これを合言葉に校舎再建に尽力した⁸。

すぐに学校復旧計画がつくられ、校舎の建築委員に加納ら3人の教師が加わった。県下のモデルにしようと考え、加納と山本芳衛は夏休みを返上して町役場の一室で図面をひいた。その際、加納はその際、校舎中央に「衛生室」を置き、子ども達の心のケアを大切にすることを主張したという⁹。加納は、新校舎のために「裏富士」（F100号、1933年）と「宮城」（同）を描き、これと光風会展に出品した「漁港」（同）を寄贈した。

「裏富士」は講堂の正面に向かって右側の壁に置かれ、左側の壁には皇居を描いたとみられる「宮城」という題名の作品が置かれた。この2点を制作するため、加納は数カ月に渡る写生旅行をおこない、帰ってからさらに数カ月かけて作品を完成させた¹⁰。なお、「宮城」は終戦後、進駐軍の命令によってほかの教材資料とともに破棄されたとみられる（写真2）。

「漁港」は描かれた場所から、原井小学校では「福井の浜」と呼ばれていたが、浜田市世界こども美術館の企画展「日本の中のはまだの美術」の調査時に、裏面に出品票が貼られているのが判り、その記述によって正式な画題は「漁港」であると判明した。キャンバス裏面は全体に白絵の具が塗ってあり、その下には別の作品が隠れていると見られる（写真3）。

このほかの公共施設では、旭中学校の冬山を描いた作品（作品名不明）（F100号）や浜田医師会館の「紅葉谷」（F50号）などがある。それ以外にも小品を持っている市民が多い。

（2）美術講習会の開催

昭和8（1933）4月、千代延斌の招きで中尾彰が松原小学校に赴任してきた。これを機に、加納は中尾彰と県立女子高等学校の吉村韓太の三人で中山巍を講師に夏期洋画講習会を開いた。

中山巍（1893－1978）は、東京美術学校において黒田清輝・藤島武二に学んだ後フランスに留学した。ブラマンクの影響をうけた作品を制作し、1930年児島善三郎らと独立美術協会を創立していた。

講習会の参加メンバーには、鎌手小の山中徳次（1913－2000）・波子小の菅野大乗（生没年不明）ら独立出品メンバーや地元で清水光夢の指導を受けながら絵を描いていた伊藤彪（1911－1973）がいた。こうして、浜田に独立美術系の絵画グループが誕生し、中央画壇と浜田の画家たちが初めて結ばれた。

なお、この春、安来から山崎修二が浜田高等女学校講師として赴任してきたが、既に帝展に入選して斎藤与里とともに歩むことを決意していたため、行動を共にすることはなかった。

4. 従軍画家加納辰夫

（1）朝鮮半島に渡る

昭和12（1937）年春、加納は突然教員を辞して朝鮮半島に渡った。退職理由について、原井小学校にある資料には、「小学校令施行126条第2項前段により退職を命ず」とあり、疾病によって退職した旨が記されている。

山中徳次も松江に転任し、中尾は東京に出て独立美術展で作品を発表する傍ら、「子どものための美術」を提唱して、数百種の児童出版物に挿絵を提供した。伊藤や菅野も浜田を跡にした。その結果、島根県内における独立美術協会の活動の中心は山中のいる松江に移った。浜田では山崎修二が中心の東光会が根をおろすことになる。

ソウルに移った加納は、個展を開いたり京城型成美術家協会を創るなど、画家として積極的に活動した。

(2) 加納の描いた戦争画

昭和12(1937)年11月、加納は北支派遣第20師団(牛島実常師団長)の従軍画家として山西省に従軍した。当時の史料には「奏任尉官扱(6等)、月手当220円」とある。従軍画家は絵の具や紙に不自由することはなかった。給与も保証されていた。日本軍の戦線の拡大に伴い、加納も黄河中流域一帯を馬でかけ廻って、命がけで戦いの様子を写生し、それを戦争記録画に仕上げていった。この時期の手記が当時の雑誌『緑旗』に連載されたが、そこには美しい中国の景観と悲惨な戦いの状況が描かれている。加納は後に水墨画を描くようになるが、「墨に五彩あり」という境地の原点がこの時の体験に求められるようだ。当時の作品が1点だけ東京国立近代美術館に収蔵されている。「山西省潼関付近の追撃戦」(写真4)は、F120号(130.5×189.5)、裏面に「昭和十三年」と記されている。

当初は「風陵高地占領」という画題がつけられ、昭和19(1944)年の決戦美術展で最高賞を受賞した作品らしい¹¹。終戦後、アメリカ軍によって接收され、長くアメリカ本土にあったが、昭和45(1970)年になって無期限貸与されたものだ。

進撃する日本兵は疲れ切り、足元には中国兵の死体が転がる。ただ一人こちらを向くのは遺骨を下げる日本兵。慟哭が聞こえてくるようだ。作品の左側には伝令が飛ばした一羽のハトが飛び立ち、はるか遠くに美しい中国の村が見える。作品全体から戦いの虚しさが滲み出ている。

昭和15(1940)年、ソウルに戻った加納は、京城高等工業学校講師となった(後に同校教授となる)。次々に作品を発表し、朝鮮美術展最高賞や独立美術展最高賞はじめいくつもの賞を受賞した。

5. 戦後の活動

昭和20(1945)年8月30日、加納は家族と共に布部に帰ってきた。仕事は島根県庁前にあった松江地方海軍人事部に決まり、復員業務にあたることになった。そして、12月にはかつての画家仲間だった山中徳次や木村義雄・平塚

運一らと共に島根洋画会を設立した。こうして新しい時代の幕開けと共に新たな一步を踏み始めた。そのような折、彼はマニラから復員して來た古瀬貴季元海軍少将(大原郡木次町(現雲南市木次町)出身)と出会った。古瀬の妻は加納と同じ布部村の出身だった。

第二次世界大戦中、アメリカ軍がフィリピンに上陸した後、反日ゲリラの活動が活発になった。日本軍はゲリラ掃作戦をおこなったが、その際多くの市民が犠牲となった。犠牲者の中にはキリノ大統領の親族も含まれていた。戦後ただちに国家戦争犯罪局がつくられて捜査が開始された。

この市街戦の責任を問われた古瀬は、翌年逮捕され巣鴨に収容されることになった。加納は山陰線荒島駅ホームで東京に向かう古瀬を見送った。この時、死刑になることを覚悟していた古瀬は、決して自分の釈放運動はしないようにと加納に話し、加納もその意思に背かないことを約束した。

その後、古瀬はマニラに移送されて裁判を受ける。古瀬は軍時裁判の法廷において、「部下の行為はすべて上官である私の責任である。罰しなければならないのなら私だけを罰せよ」と強く主張したという。そして、加納が荒島駅で古瀬と別れてから2年後の昭和24(1949)年、マニラの法廷で起訴された151名のうち79名が死刑の判決を言い渡された。

この知らせを聞いた時、加納がどう思ったかは今後の資料調査に委ねたいが、状況から想像すれば、かつて家族に「従軍画家をしていたがヒューマニズムに外れた絵は描いてない」と話していたものの、古瀬の真っ向から戦争責任と向き合う姿を思い出して、従軍画家として戦意高揚の仕事に従事したことへの贖罪感が湧き起こって来たと思われる。

加納は、荒島駅での約束を破って古瀬ら戦犯の助命嘆願運動を開始した。運動は困難を極めたが、通産省通商監になっていた小瀧彬が駐日フィリピン代表部団長のベルナベ・アフリカと出会う機会をつくってくれた。その際、加納はベルナベ氏の肖像画を描いて贈り信頼を得た。また、昭和28(1953)年にはメレンシオ大使の未亡人にも夫妻の肖像画を贈って信頼を得た。今後、この2点の作品がどうなっているか調査を行う必要があるだろう。いずれにせよ、戦犯釈放運動において、若い頃から研鑽を積んで身に付けた高い絵画技術が役立ったことは間違いない。

むすび

本稿は、加納辰夫の画業について考察したものである。その要点は以下のようになる。

- (1) 加納辰夫は中尾彰や山中徳次らとともに浜田に独立美術系グループをつくった。これによって、浜田の美術は全国的絵画団体とはじめて結ばれた。
- (2) 加納や中尾が浜田を離れると、独立美術系の研究会は松江に移り、浜田では山崎修二を中心とした東光会系の作家の活動が盛んになった。
- (3) 戦時中、従軍画家として戦争画を数多く描いた加納は、古瀬貴季と出会ったことで贖罪感を深め、フィリピン戦犯釈放問題に立ちあがったと見られる。その際、彼の画力がおおいに役立った。

平成25年、加納美術館において、加納が浜田時代に描いて独立展に出品したと見られる複数の作品が発見された。傷みがひどかったので、現在吉備国際大学文化財学科に依頼して修復作業が行われている。また、加納美術館には、加納の日記や手紙も所蔵されている。これらを調査・研究することで、平和運動だけでなく、島根県における独立美術系グループの誕生や島根美術会設立時の状況も見えて来ると思われる。

註

1. 加納辰夫は、昭和30(1955)年ころから莞雷の雅号を用いた。本稿では辰夫の表記を用いる。
2. 神英雄『浜田の近・現代美術と小・中学校、公民館美術品悉皆調査報告書』(2012年)、同『浜田の近・現代美術—公共施設における美術品悉皆調査報告書一』(2014年、浜田市教育委員会)
3. 小瀧彬(1904-1958)は、戦後外務省情報部長・通産省通商官国際捕鯨委員などを経て、昭和25(1950)年から参議院議員となる。同32年防衛庁長官となるが翌年逝去した。
4. 山崎修二「画学生生活70年」4(「山陰中央新報」1999年10月2日)。
5. 神英雄『妙好人と石見人の生き方』(自照社出版、2013年)。
6. 森脇洋氏(江津市嘉久志町イ882)のご教示による。
7. 前掲註2と同じ。
8. 『原井の歩み—原井小学校百年史一』(原氏小学校、1974年)41頁。
9. 加納佳世子氏のご教示による。
10. 前掲註8. 44頁。
11. 前掲註10と同じ。
12. 前掲註10と同じ。

参考文献

枝野茂『島根の美術家—絵画篇一』(松江文庫、1977年)。

山本晴男『山陰の美術家たち』(今井書店、2000年)。

(備考)

本稿の骨子は、平成25(2013)年8月25日、加納美術館において「加納辰夫と浜田の美術」として口頭発表し、さらに同26年12月7日に同館で開催された公開講座「加納莞雷と平和」において、「画家としての加納莞雷」として発表した。

また、『浜田の近・現代美術—公共施設における美術品悉皆調査報告書一』刊行後、多くの方から示唆に富むご教示をいただいた。それらを踏まえて訂正・補足した。旧稿と本稿の記述には細部において若干の違いのある場合がある。旧稿と内容が異なる場合、本稿が筆者の調査・研究の現在の到達点とご理解いただきたい。

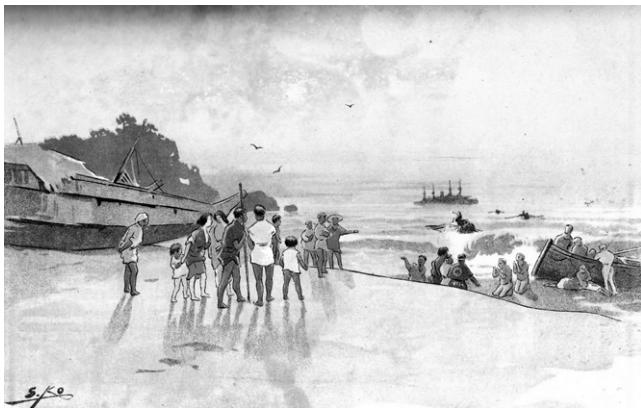


写真1 イルティッシュ号遭難事件

杉浦非翠が「軍国画報」第2年第8巻に投稿した作品。夕焼け空を背景にしてイ号から脱出して浜に上陸する露兵とボートと救助する漁民、命乞いをする兵士などとの様子を見る人々が描かれている。



写真2 昭和15年卒業式

画面右に「裏富士」、左に一部見えるのが「宮城」。
いずれも加納が描いた。
(山本哲子氏提供)



写真3 加納辰夫「漁港」

原井小学校では「福井の浜」と呼んできた。現在の福井漁港付近から北側を描いた作品。



写真4 加納辰夫「山西省潼關付近の追撃戦」

黄河中流域の山西省での激戦を描いた作品。

(安来市加納美術館提供)

世界平和を求める続けた加納莞蓄

安来市加納美術館顧問 三島 房夫

はじめに

加納莞蓄¹が、フィリピン戦犯問題に取り組んだのは、昭和24（1949）年からである。その関係書簡類は、13冊のファイルに整理されて安来市加納美術館に保存されている。



莞蓄の残した13冊のファイル

本稿では、その中から、昭和24（1949）年から昭和34（1959）年の11年間の嘆願書のコピー（嘆願書228通、うちエルピディオ・キリノ・フィリピン大統領宛41通、及び関係機関からの返書73通、計301通）、原稿の下書き、活動の途中でまとめられているガリ版刷りの報告書等、さらに晩年の加納自身から筆者が直接話を聞き、当時勤務していた学校の研究紀要²に7回にわたってまとめていたものから引用し、フィリピン戦犯問題を軸にして、世界平和の確立を求める続けた加納莞蓄の思いと姿を追い、加納が残した教訓を考察する。

1. フィリピン戦犯問題への取り組み

（1）良心の極限の嘆願活動

加納莞蓄は、昭和24（1949）年6月3日付で、当時のフィリピン大統領エルピディオ・キリノ宛に、初めて嘆願書を送っているが、その10年後の昭和34（1959）年5月5日付で、カルロス・P・ガルシア・フィリピン大統領宛にも書簡を送っている。その中で、嘆願活動を始めるとき、自らに誓ったことは、「芸術的創造、宗教的実践、哲学的思索に基づく良心の極限に於いて行動」をすることであったこと、そして10年後に、「なすべきことをなし終えた」という成就感を披瀝している。さらに同年6月3日付の大統領宛の書簡の中で、

（上略）私の対象とする戦犯が、彼自身、自ら有罪であると主張し、裁判もこれを認めて死刑を宣告したということについて探究し、ここに他の嘆願とは全く異なる特性を持ちました。すなわち、彼の有罪の肯定に於いて、赦すべからざるもの赦すことが全戦犯問題を解決するただ一つの鍵であることを見定め、これを願いました。そしてそれは日本の新しい民主主義の誕生のために彼の言葉が生きねばならぬからであります。私はかかる認識に基いて、他のすべての嘆願がそれによって目的を達することができるようだと思ったのが、私の第一の嘆願書提出であります。それにより今までこのことのために時をかけました。（下略）

と、フィリピン戦犯問題への取り組みの総括を行っている。従って、加納のフィリピン戦犯問題の直接的な取り組みは、昭和24（1949）年から昭和34（1959）年に亘るものと考える。ここにある彼とは古瀬貴季³のことである。

（2）戦犯問題への誘因

①友人恩田憲の念願

昭和24（1949）年3月27日、加納莞蓄は郷里の能義郡布部村大字布部の自宅に居た。

その日、友人恩田憲から古瀬貴季元海軍少将がマニラ法廷に於いて銃殺刑の宣告を与えられたことが新聞に発表されたこと、さらに、この人格者を何としても助命したいという恩田の念願を聞いた。その時、加納の脳裡に電光の如く閃いたものは、古い友人である神保信彦の存在だった。

加納は、戦前の昭和12（1937）年3月、浜田町（現在の浜田市）の原井小学校を辞職して朝鮮に渡り、京城で「京城型成美術家集団」という新人群を主宰し、京城画壇の旧勢力と対峙するなど、活躍していた。そして、昭和13（1938）年から昭和15（1940）年まで、北支山西省に従軍画家として従軍していた。その時、陸軍中佐神保信彦と出会った。

終戦後、新聞報道によって、神保が戦時中作戦命令を拒否してロハス（のちの第5代フィリピン大統領）を救い、フィリピンのために、また世界平和のために大きな功績を作ったことを知っていた。嘆願する唯一つの方法は、直接にフィリピン代表に会見して自分の思いを吐露し、誠意を尽くして請願し大統領に対して斡旋を願うことであり、それを行

うには、神保を頼るべきであるという結論に到達した。⁴

一方、朝鮮時代の旧知の板垣征四郎が、当時東京裁判で処刑されていたこともあり、加納は戦犯裁判、特に戦犯の助命嘆願運動にも強い関心を抱いていたことも窺われる。⁵

(上略) 日本から行われている戦犯助命の歎願は、殆ど戦犯個人に対するものであり、無実の主張、裁判の否定、哀願であった。私は悲しみと憤りをさえもった。無実のものがあるとすれば、何故に無実のものが罰せられねばならなかつたか。何故に無実のものを罪人として裁かねばならなかつたか、という反省の欠如に抵抗せざるをえなかつた。(下略)

②武器に勝る哲学

昭和20(1945)年8月15日、41歳の加納は、その年の5月から嘱託として勤めていた京城地方海軍人事部の屋上で、それまで翻っていた16条の旭日旗を降納した。その時に、「武器に勝る哲学を日本人の心の中に創り上げ、世界に承認されなければならない。その努力をしよう」と決意したことを語ることが多かった。

加納の脳裡には、かつて山西省に従軍した時の情景がさまざまと浮んだにちがいない。晩年、「戦争は悲惨で残虐非道、人を狂気に追いやる」と、しみじみ語った。その戦場での体験が彼にそのような決意をさせたと考えるのは妥当のことと言える。

彼の描いた戦争記録画の内、唯一点が東京国立近代美術館に所蔵されている。それには「山西省潼関付近の追撃戦」と題されているが、これは戦後アメリカ軍に接収されていたもので、昭和50(1970)年に永久貸与の形で返還された153点の内の一点である。たまたま加納生誕100年に当たる平成16(2004)年に、東京国立近代美術館で、小磯良平、小早川篤四郎の作品と共に公開された。そして加納のこの作品は遺族の要望に応える形で、平成24(2012)年に再度展示された。

この絵からは、加納の戦争に対する思いと画家としての矜持が見て取れる。伝書鳩として描かれている白いハトと艶れた兵士が握りしめている柳の枝は間違いなくオリーブの枝であり、ハトとオリーブの平和の象徴を描き込んでいる。そして平和の願いと戦争の空しさをこちら向きの兵士に叫ばせている。それは加納自身の心の叫びでもあったはずである。

同じころ京城で鮮展を中心にして活躍していた人物に山田新一⁶がいる。この人は京城で焼却寸前の戦争記録画を救った人物である。戦後GHQの命令で戦争記録画の蒐集

に尽力している。彼の戦争記録画にも、「クリスチャンとしての戦争への深い悲しみと俘虜に対する人間愛を読み取ることができる」⁷と言われている。当時、画家として共通する姿勢をとっていたと窺える。

さらに加納のこの記録画と同じような情景と思いを、彼の戦場の体験記「杏花に戦ひぬ—熊谷部隊長の死—」⁸からも感じ取れる。

2. フィリピン戦犯問題の解決を求めて

(1) 古瀬貴季元海軍少将との出会い

昭和20(1945)年8月30日に離鮮し、家族と共に本籍地に帰省、帰農。松江地方海軍人事部に勤務。渉外・情報・企画・調査を担当し、終戦処理と市民的立場で新しい農村建設の企画に当たっていた。この時、マニラから引き揚げてきた古瀬貴季に面会した。その際の状況を昭和24(1949)年の嘆願書の草稿⁹の中に残している。

(上略) 過去には何の印象もない未知の人でしたが、1945年秋彼がマニラから帰還したときに、当時私は松江地方海軍人事部に海軍文官として勤務し、終戦事務と市民的立場で農村建設の企画に当たっていましたから、その職務上、彼に面会して、マニラ収容所に残留する海軍々人についての状況報告を受けたのと、1946年2月に彼が逮捕状をうけて召致される時、旅行の便宜を斡旋して、彼の出発を見送った、その唯二度の接触のみであります。彼はその時に、敗戦の混乱時の日本軍の素れた状況、またマニラ収容所に於いて見てきた日本軍人たちが如何に非人間的な無教養を暴露し、非紳士的であったかについて語り、今日まで我々が高く評価し、また高く評価し称揚すべく観念づけられてきた日本精神、乃至軍人精神が虚飾に満ちたものであり、日本人の教養が如何に虚偽に満ち浅薄なものであったかを、心をこめて語り、彼の日本に対する悲しい感慨を述べ、その一端の責任の重さを認識してた。(下略)

昭和21(1946)年1月巢鴨に招致される元少将を荒島駅で一人見送った。その際に、「自分の考えていることはよく分ってくれていると思うから、嘆願運動なるものを起こすようなものがいたら止めてくれるように」依頼されたと加納は語っていた。

加納は、古瀬の意思に反して嘆願運動に乗り出す訳であるが、この嘆願は自分の宗教実践であるから、誰にも話すべきことではないのは勿論だが、古瀬に伝えることなど夢

にも考えてはいなかった。この時期に、加納が尊敬している人物に偶々遭遇し、彼から「共に裁かれつつあるものが日本にも存在するということを知らせることこそ真の嘆願というべきである」¹⁰との言葉に深い感銘と示唆を受けたと、昭和24（1949）年8月24日付の古瀬宛の書簡に記している。

（2）嘆願活動のために上京

昭和24（1949）年3月末、神保信彦を手がかりに上京した。東京駅に加納を出迎えたのは義姉の藤澤艶子であった。そして、年末まで彼女の家に寄寓することになる。彼女は、戦争未亡人である上、老母と娘二人を抱え、経済的にも苦しい中、加納の気持ちを正しく理解し、献身的に援助することになる。また、外務省の太田一郎外務次官、太田三郎横須賀市長の二人の外交官を紹介してくれた。

加納は、山形県庁からの情報で小田原に住まいしていた神保を訪ね、嘆願についての教示を受ける。まず嘆願書の必要性を指摘されるが、判決後の嘆願の無意味さ、組織的なものを持たない嘆願活動の困難さ等の話を聞くうちに、神保を唯一の手がかりとしているながら、直感的に彼に頼るべきではないとの思いを抱く。そして、島根師範の友人で、当時通産省の通商監の職にあった小瀧彬¹¹の忠告と厳しい自己反省から、やがて神保から離脱することになる。神保との会談の後、彼の勧告に従って、起訴前に嘆願を行った人たちを訪問するが、それらの人々にもことごとく失望し、「不用意にも不必要的依頼心をもって協力者を求めるようとしていた錯誤に気付き（中略）日本を滅亡に導いた思想は尚現実に遭り、口でこそ民主主義や人道主義を唱え乍ら、深くこれを実践に於いて究めようとしていないことを知り（中略）私のこの行為が必ず多くの人たちに教訓を與へなければならないと深い示唆をうける」¹²のである。

（3）フィリピン代表部団長アフリカの肖像画を描く

5月になって、加納は友人小瀧彬の紹介によって、フィリピン代表部団長ベルナベ・アフリカの肖像画を描くために単身代表部に赴く。その懐には、外務省の小畠薰良の翻訳した英文の嘆願書があった。

義姉藤澤艶子の縁から、外務省を訪れた加納は、太田事務次官、吉村又三郎戦争裁判課長から激励を受け、嘆願書の内容から、当時外務省の翻訳者の至宝と言われていた小畠に、復員局で翻訳した嘆願書を再度訳し直してもらっていた。吉村課長は嘆願書を見て、「日本に於ける最初の最も尊敬すべき思想的にして宗教的なる嘆願書である。私が比島代表に直接、誠意を披瀝して提出するといふ心構えを正しい人間的な方法であると涙を以て同感し、激励しまし

た。此に於いて私の信念の誤りないことが証明されたのであります」¹³と思った。これによって、加納は自分の嘆願行為の前途に光明を与えられたのであった。

ある日、肖像画を描く合間に、アフリカ団長の秘書マップラー嬢と雑談をしている時に、彼女が大統領宛の文書を作成しているのに気付き、彼女に、自分のような者が大統領に手紙を送ったら何か罰せられるようなことがあるだろうかと質問をすると、彼女は打っていたタイプライターの手をはたと止めて、驚くように、日本では自分の思うことを言うと罰せられるのかと、逆に質問をされたとのことである。この一片の言葉に、加納は自分の意識の中に潜在していた卑屈な封建制に気付くとともに、改めて、小瀧がかつていくつかの嘆願の方法を示した時、「大統領に直接書簡を送ることもできる」と言った言葉が蘇り、実行に移すことにした。¹⁴

（4）フィリピン大統領宛嘆願書を直接送付する

昭和24（1949）年のキリノ大統領宛嘆願書4通がフィリピン国立公文書館に、また昭和27（1952）年～昭和29（1954）年の7通がフィリピナス・ヘリテイジ・ライブラリーに所蔵されていることが確認されている。

①昭和24（1949）年6月3日付第1嘆願書は、同年6月8日大統領記録課受領となっている。

（上略）古瀬が本年3月23日の法廷において、本人にとって名誉ある死ともいべき銃殺刑を宣告されたという知らせを受け取り、私達はフィリピン軍事法廷が彼を遇した武士道的処遇に深く感動せしめられました。古瀬は自ら有罪と主張しました。法廷の裁判もまた是の如くであります。その判決について私達はすべて正当なものであると認めます。しかば何が故に私は彼の減刑を嘆願するものであるか。理由は次の如くであります。

閣下の法廷の宣告こそは古瀬の廉潔なる名誉ある人間たることを立証するものであります。日本はかくの如き人間を失うわけにはまいりません。されば古瀬は生きなければなりません。今、彼の祖国は彼を最も必要としているであります。（下略）

②第2嘆願書は6月24日付で送付しているが、（大統領記録課では6月30日受領となっている）第1嘆願書を送つてから、加納は、自ら有罪と言っているものの許しを願うことはどういうことか、必死になって反省をしている。その時脳裏に浮んだのは、少年時代から父親に読むようにすすめられ、その後彼の座右の書となっていた『維摩経』を

始めとする大乗仏典の教えであった。それによって、嘆願が他の嘆願と異なる特性を持つに至った。また、キリノ大統領個人の悲劇にも言及している。

(上略) 古瀬の個人的性格に対する尊敬と愛情に基づき、第三者の立場から赦免を嘆願することは誤りであり、その理由付けも不十分である。彼等の罪に対して、私自身、自らの責任を感じることによって、それを贖うことの誓約とする嘆願をなすべきである、ということになります。(中略) 伝え聞くところによりますと、大統領閣下もご子息達を今回の戦争で同様なる残虐な所業によって喪われたとのことであります。そのことは痛恨の極みであり、衷心よりご同情申し上げます。(中略) 私の今回の嘆願は、許すことのできないことを許すためのものであり、懇願できないものを願うものであり、不可能なことをお願いするものであるかもしれません。しかし、これは真の人道的なものから出発したものであり、これこそ世界平和への最も大なる基礎付けになるものと信じます。(下略)

③昭和24(1949)年7月30日付で第3嘆願書を送付している(記録課受領は8月11日)。第1、第2嘆願書は、加納が直接大統領宛に送付していたが、アフリカ団長の肖像画の完成パーティーで、通訳役として同行していた小瀧が加納の嘆願書のことを明らかにし、アフリカ団長が以後は自分が直接大統領に届くように配慮するからとのことで、この第3嘆願書以降は団長を経由して大統領の元に届くようになった。

(上略) 一人の戦犯を赦免することだけでなく、『許し難きを許す』ことによる奇跡の顕現は、世界平和の基礎の確立のためのものであります。そして、私の責務は、全身全霊をもって、世界平和のために貢献することであると認識いたしております。これは、日本が犯した大きな過ちを深く反省し、苦惱の四年間に培われた人間性の叫びとも言えるものであります。(下略)

④昭和24(1949)年10月30日付第4嘆願書(11月14日付受領)。この嘆願書の中で、大統領に対して「あなたの愛児の名において、許し難きを許す」寛恕を強く求めるのである。これこそ、昭和20(1945)年8月15日に自らに誓った「武器に勝る哲学」を創り上げるものであった。

(上略) 第一嘆願書を奉呈して以来二百日の間、私は懺

悔の生活を守り、古瀬やその他の日本人戦犯と同国民であるが故に負わなければならない戦争の極悪と罪の意識を反省してまいりました。厳肅な罪の意識と神への深い信念の履行から、彼と共に裁きの前にある己れを認識いたしました。(中略) 「許し難きを許す」という奇跡によってのみ人類に恒久の平和をもたらし、「目には目を」ということでは決して達成し得ないということを、これまで以上に強く感ずる次第であります。(中略) 閣下の手から残虐にも奪い取られた愛児の名において—許し難きを許す—この奇跡が現われることを待ち望むところであります。(下略)

(5) フィリピン関係当局の真摯な対応

①昭和24(1949)年末の二通の返書

昭和24(1949)年には、11月30日付で大統領の再選の喜びを伝える書簡と、12月17日付で、後述するフィリピン・キリスト教会連合会のナボンの返書から、大統領の慈悲の顕現を確信しての書簡を大統領宛に送っているが、それぞれに返書が届く。その時、加納は「我成せり」と歓喜に胸が一杯になったとのことである。

i. フィリピン大統領私設秘書フェデリコ・マンガハスの返書昭和24(1949)年12月20日付

加納辰夫様 大統領は、再選に際しての貴下のご丁重なる祝賀とご好意に接し、非常に喜びました。大統領は私に対し、貴下の深い思慮に深甚なる敬意を申し述べるよう指示いたしました。

ii. フィリピン大統領府書記官長補ホセ・P・デレオン返書昭和24(1949)年12月28日付

加納辰夫様 1949年12月17日付貴簡を受取りました。死刑を宣告された日本人戦犯に関する嘆願については、フィリピン陸軍参謀長より、彼等の記録が届くと同時に、速やかに大統領によって十分なる考慮が与えられるであろうことをお知らせします。

なお、12月28日は、昭和22(1947)年8月1日から始まっていたフィリピン軍事法廷が閉鎖され、判決の執行の権限が再審委員会、最終的には大統領に委ねられた日でもあった。

フィリピン軍事法廷では次々と死刑の判決が出ていたが、昭和23(1948)年11月に日本人戦犯死刑囚の3人目の

執行があってから、刑の執行は行われなくなっていた。

実は、これより30年後の昭和49（1974）年、加納が70歳の時に、フィリピン外務省参事官のフロレンシオ・グーソンの招きでフィリピンを初めて訪ねることになるが、そのグーソンは、当時はアフリカ団長の若き書記官を務めており、身近に加納の嘆願活動に接していた。その彼が後年筆者宛の書簡（1977年11月17日付）の中で、「（加納氏が）1953年、故キリノ大統領がフィリピンの日本人戦犯全員に無条件の赦免を与える最終的な決定をしたことに、計り知れない貢献をなしたと認識すべきことは当然のことあります」と述べていること。また、加納の嘆願書は、大統領の信任の厚いアフリカ団長個人の計らいで直接送付されていたこと、大統領府の丁重な対応から、キリノ大統領の心の琴線に触れたと考えることは妥当であると考えられる。そして。昭和28（1953）年7月に、加納の願っていたような形で嘆願はその成果をみることになる。

また、1951年2月13日付のフィリピン大統領府からの返書も注目すべきである。これは、1949年12月20日付の大統領私設秘書マンガハスからの書簡に関連して出した1950年10月17日付のキリノ大統領宛第9嘆願書への返書であるが、大統領宛の第9嘆願書で、駐日フィリピン代表部のアフリカ団長の言葉「二国間の友好と平和は、一人一人の正しい相互理解によってなされる」を引用している。この返書は、大統領が「嘆願に十分なる配慮を与えるということを貴下に通知するよう指示があった」としている。

②フィリピン・キリスト教会連合会との連携

i. 1949年11月3日付フィリピン・キリスト教会連合会あて書簡及び11月19日付返書

（上略）既に死刑を宣告され、且つ洗礼を受けた十三人の日本人戦争犯罪人に対する減刑を、貴連合会がキリノ大統領に要請されたということをUP通信は報道いたしました。それを知った私達は、生死の関頭に立つこれらの人々が、キリスト教に帰依するということに深い感銘を覚え、彼等の魂に対して祈りをささげました。（中略）

貴下は洗礼を受けた者のためにのみ慈悲を懇請されました。私は貴下がさらに一歩進めて、非キリスト教徒や信仰なき人々にまでも慈悲の手を差し伸べられんことを祈ります。有罪の判決を受けた日本人の多くは仏教徒であります。しかしながら、彼等とて神と神の愛を欣求しているのであります。（下略）

ii. 連合会書記長ホアン・ナボンの返書に同封されていた

11月17日付同会から大統領宛嘆願書

（上略）十三人の日本人戦犯が、キリスト教に帰依したという、ただそれだけの理由で慈悲を求めた私達の嘆願は、キリスト教徒の狭隘な限定された愛の行為でありました。大統領閣下が私達の嘆願を寛大にも聞き入れられるならば、全日本人戦犯にも同様の慈悲をさしのべ、彼等の受けた判決を生存刑に減刑され、慈悲において第二の里程を誠実に進ませるべきであると悟った次第であります。（下略）

この経緯は、1949年11月18日付『The Manila Times』でも報道された。反日感情が極めて劣悪な中にあって、このようにかつての敵に愛の手を差しのべたフィリピンの人たちがいたことは忘れてはならない事実である。また、返書に記載されていた「（上略）貴国のキリスト教指導者に、私あてに書簡をいただけるようご配慮（下略）」を受けて、外務省太田次官に相談したところ、日本YMCA総主事で引揚援護庁長官の齊藤惣一を紹介され、たまたま開かれることになっていた12月6日のYMCAの日比親善委員会（東京委員会）創立総会に出席を求められ、その書簡を披露することになる。また加納は在東京の神道、仏教の指導者に、感謝の書簡を送るよう依頼するが、ことごとく断られたとのことである。やがて山口県宇都市の明月院の佛教者末次明信、地元安来の神道者福島亮の協力を得て、宗教の枠を越えた活動に発展させていく。協力者として忘れてはならない人物に、地元布部の安養寺の住職で、中学校で英語を教えていた村上光隆の存在である。昭和25（1950）年からの加納の嘆願書の殆どの英訳を引き受けたばかりではなく、加納の大きな支えとなつた存在であった。

なお、日比親善委員会は、古瀬が関わったインファンタ・ケースで絞首刑の判決をうけていた齊藤の愛弟子の市瀬晴夫海軍軍医大尉の減刑嘆願運動が直接の動機となって、その根本的な解決には、日比両国間に、正しい理解と友情によって、平和と親善を促進させる組織が必要であるとの観点から、マニラYMCAに提案し、日比両国に組織されたものである。¹⁵

③戦犯名簿の要請に対する対応

加納は、1950年10月17日付で、ニュー・ビリビッド刑務所長ブニエ、キリスト教会連合会ナボン、駐日フィリピン公使アフリカ宛に全日本人戦犯名簿の送付を依頼するが、それに対して、それぞれから送られてきたことは特筆すべき事柄の一つであろう。尋ねた内容は、氏名、刑、判決の日付、

陸・海軍の別、出身地、宗教、である。このために再度聞き取りが行われたことが、死刑囚の手記からも窺える。¹⁶

これに対して、ブニエからは、1950年11月15日付、ナボンからは1951年1月26日付、駐日フィリピン代表部からは1951年3月6日付で、全戦犯名簿が送付されてくる。もちろんその中には、昭和26（1951）年1月に刑を執行された戦犯の名前もあった。ナボンの返書には、大統領が刑を執行するかもしれないと聞いた、実行される危険性が現在ある、時間がないので電報で大統領に速やかに嘆願するよう要請しており、1月15日付で連合会が行った嘆願書のコピーも同封されていた。ナボンが加納宛に書簡を送った時には、既に刑は執行されていたわけであるが、これは極めて秘密裏に執行されたようであり、この事実が判明するのは、刑の執行に立ち会ったニュー・ビリビッド刑務所の教戒師加賀尾秀忍師からの手紙が2月1日の日本の新聞に紹介されてからのことである。¹⁷

（6）1951年1月の14名の戦犯の死刑執行をめぐって

昭和24（1951）年1月、唐突に14名の刑の執行が行われるが、そのことは刑の執行に立ち会った教戒師加賀尾秀忍師の著書「モンテンルパに祈る」（富士書苑 昭和28年）に詳しいが、なぜ死刑執行が実施されたかの真相は未だ定かではない。¹⁸

全戦犯の赦免こそ、平和確立の教訓になると主張していた加納にとっても痛恨の出来事であった。

彼はそれまでに書簡を送っていたキリノ大統領をはじめ、フィリピン関係の9名にそれぞれ2月10日付で書簡を送っている。刑の執行は直ちに停止し、「神の名において」全戦犯を釈放するよう改めて求めている。一方、日本国内でも助命嘆願の大きなうねりともいえる動きが起きる。

2月10日付の加納の嘆願書に対して、キリノ大統領の意向が、駐日フィリピン代表部経由で伝えられているのは注目すべきことである。

1951年4月24日 拝復 マニラのマラカニアン宮殿大統領府の書記官補より、日本人戦犯の死刑を減刑することを求めた貴下の嘆願に関して、次の如く連絡がありましたので、それを引用いたします。

『1951年2月10日付を以て全戦犯の赦免を要請する貴下の書簡に関して、大統領閣下は、私に対して、このことには十分なる配慮がなされるであろうということを貴下にお伝えするよう希望している。』

駐日フィリピン代表部使節団長代理次席書記兼領事
エンリック・M・ガルシア

また、同年4月26日付で、フィリピン大統領府書記官マルチアーノ・ローケからの返書がある。これは2月20日の新聞報道「個別恩典も考慮 比国戦犯 講和とは無関係」とする記事を読み、3月1日付でキリノ大統領への第11嘆願書への返書である。

拝復 1951年3月1日付にて、日本人戦犯の赦免嘆願のお考えを述べられた書簡に関し、その件については十分なる考慮が与えられることをお知らせいたします。

敬具

これらの書簡の内容は、2年半後の戦犯赦免が実現した直後に受取ることになるマラカニアン宮殿からの1953年7月8日付返書と呼応するものである。

拝復 6月27日付および6月29日付の貴下の二通の大統領宛の書簡を受け取り、当大統領府は貴下に対して深甚なる謝意を表明いたします。両書簡とも、フィリピンに於いて服役した多数の日本人戦犯に大統領の仁慈が及ぼされることの報道に関連するものでしたが、貴下も日本でのその後の報道からご承知のことと思いますが、大統領は全日本人戦犯を赦免いたしました。

戦犯の多くは、それぞれの家庭なり家族のもとに自由に帰還できます。残余のものは、法廷の判決の輕重にかかわらず、巣鴨刑務所で服役のため、そこに移されます。ついでながら、全死刑囚は大統領の命により生存刑に減刑されました。それは、日本人戦犯の死刑の執行は行わないとする2年半前に決定した大統領の政策と一致するものであります。 敬具

大統領私設秘書官ホアン・コラ

（下線は筆者による）

3. キリノ大統領による戦犯の赦免

（1）黒田重徳元陸軍中将の特赦

昭和26（1951）年2月に、特赦第1号として懲役刑を受けていた松崎秀一元憲兵中佐が釈放され、続いて12月のクリスマスには黒田重徳元陸軍中将の特赦が実施された。特に黒田の場合、キリノ大統領は宮殿で引見し、語ったことが日本の新聞に報じられている。

あなたがいよいよ国に帰ることになったのを心からうれしく思う。私の妻と三人の子供は日本軍の手にかかりて殺された。私の個人的な感情からいえば、まだ胸の中

にはいろいろなものがある。しかし、いまはもう個人の感情に従うべき時ではない。全ては国家のため、また日比両国によりよい理解と友情のために努力しなければならない。私は残った私の子供に恨みのような気持を残したくない。またあなたがお帰りになったら、あなたの子供たちにも日比両国によりよい友情のために努めるようにおっしゃって下さい。¹⁹

黒田が帰国後、キリノ大統領の思いを語ることはなかつたと、加納は言っていたが、いずれにしても、加納は、キリノ大統領が愛児の名において、全戦犯の赦免を行う考えであることを一層確信した。その赦免の契機とするために、ローマ法王宛に、フィリピン大統領及びフィリピン国民に対する祝福を願うこととした。昭和27（1952）年4月28日、サンフランシスコ講和条約発効の日であった。

（2）ローマ法王ピオ12世への嘆願

「法王猊下 私は茲に敬虔なる祈りを以て、猊下に対し嘆願の書簡を奉呈します。今次大戦に於いて惹起された罪悪と犯罪のすべてが宥恕され、それらの悉くの不幸なる事象が平和の教訓として価値をもち得ることを冀い、且つ、このことを神と神に忠実な人々に執り成していただくよう、猊下に対し心からの祈りを捧げます」との文で始まる嘆願書「神への嘆願」は、「嘆願書序説」「嘆願書詳述」「覚書」の三部で構成されており、「詳述」は2万字におよび、加納自身の昭和24（1949）年3月以来のとりくみを集約し、その体系を明らかにしたものになっており、全体で80ページからなる分厚いものであった。駐日ローマ法王使節庁公使館では日本文をすべて英語に翻訳し、法王宛に転送する。やがて、法王の言葉を伝えるモンテヌ枢機卿（のちのローマ法王パウロ6世）の1952年7月3日付の返書が届く。

拝復 法王庁公使は4月28日付の貴簡を嘆願書と共に法王宛に転送してまいりました。

法王はこの書簡を奉呈するに到った貴下の神に対する恭しい忠恕の気持ちを心温かく評価され、法王の心からなる感謝の念を貴下に伝えるよう私に命じられました。さらに、全能なる神からすべての国家と国民が真の恒久平和の祝福を授かるよう、たえず神に祈りをささげるものであることを貴下に伝えるよう申し渡されました。

敬具

（3）駐日フィリピン大使ホセ・P・メレンシオとの会談

加納は、昭和27（1952）年8月27日付で駐日フィリピン

大使メレンシオ宛に書簡を送り、会談を要請する。

（上略）閣下には私の願望や私が具体化しようとしていることをご理解いただいているものと思います。また私はヴァチカンやアルフレッド・ブニエ氏から返書もいただいており、さらに私の意図もフィリピンで服役中の戦犯に伝えられていることも判明しています。これらからみても私は嘆願運動を公然と遂行できるわけであります。

貴国大統領は、戦犯問題を講和条約に含めて解決すべきではなく、また講和後に残しておくべきことではないと述べておられます。この原則は、戦争裁判、平和確立、日比両国の権威のために極めて重要なことであります。私もこのために努力しており、私の思惟は大統領の政策と全く同様であると信じます。この問題の解決を閣下や貴国大統領及びフィリピン国民に要請したい所存であります。従って、詳細に閣下とお話をするために私自身が上京してお会いしたく存じます。

恒松安夫島根県知事も同意しております、できるだけ早い機会に拝眉の榮に浴したく思いますので、私の提案に賛同されるならばご返事をいただきたく存じます。また急を要することとお考えでしたら電報を下さいますようお願いいたします。（中略）

次に下記の点について閣下と協議したく存じます。

- (1) 私の切望している「愛による赦免」が問題解決のため最適の方法であるか否か？
- (2) この解決は、フィリピン共和国の権威を尊重し、戦争裁判の成就と大統領の偉大なる業績を期待して行われなければなりません。そのための最良な具体的方策は何か？
- (3) 如何にしたら日本国民に罪の意識を持たせることが可能であるか？
- (4) 政府を規正する方向と限界。
- (5) 連合国への働きかけの方法。
- (6) ローマ法王の配慮を要請する具体策。
- (7) 私達の意図していることをフィリピン国民へ伝達する方法。
- (8) フィリピンに於いて服役中の戦犯に、私達の眞の意図と大統領の配慮を理解してもらう方法。巣鴨の戦犯の感情を和らげる方策。
- (9) 「愛による赦免」のため必要な他の措置。
- (10) これは残存兵救出の方法と関連づけて考慮されなければなりません。

以前にも申し上げましたように、全戦犯問題を解決すべき唯一の鍵は大統領の掌中にあります。これは疑いのな

いことで、他に方策はありません。この解決の基本原則は「大統領の愛児の名に於ける赦免」であり、長い間私が提唱してきたことであり、しかもこれにはローマ法王の配慮が必要であります。かくの如き体系を創り出し得たことを私自身嬉しく思っておりますし、貴国大統領は寛大にして必ずや私の体系を理解され受け入れられることと信じます。また、そのような解決の法的決定に加え、もう一つの手立てが必要であります。それは「児童はこのように尊敬されなければならない」と世界に立証する「世界児童憲章」であります。そうすれば、次の世代に恒久平和の確立のモラルが創造され、又罪の意識も明確化され、戦争裁判はその目的を完全に達成することになります。

閣下には私の要請しております真の目的をご理解いただき、会談の機会をお与えいただきますよう懇願いたします。
敬具

加納は、昭和27（1952）年9月8日付で、駐日フィリピン大使メレンシオから、返書を受け取っている。「（上略）いつでも貴下のご都合のよい時においで下さい。しかし、貴簡の中で十分に述べられており、貴下のお考えは明白であって、多分費用をかけて東京までおいでいただく必要はないと思います。貴下の意見はマニラ政府に転送いたします。現在マニラ政府は日本人戦犯囚に関する問題には十分なる考慮を払っております。（下略）」との内容であった。

加納は、一時上京することを断念するが、この直後に、駐日ローマ法王庁のフルステンベルグ大司教から秘書官J・R・ノックスを通じて会談の要請があり、急遽10月8日に上京し、10月10日にメレンシオ大使との会談も実現する。この会談には通訳として東京YMCAの兼松正が同行していた。昭和52（1977）年、第1回日本YMCA大会が静岡県御殿場で開かれた際に、筆者はゲストの一人として招待を受け、そこで兼松に会ったが、この会談のことはよく覚えておられた。

会談は4時間にも及び、話の主題は、日本人戦犯赦免が実現したあにつきには、このモラルをいかに生かすか、ということであったそうである。戦犯赦免後、加納が更に取り組むことになる「世界児童憲章制定提唱」「日比両国民の文化提携について」「異教徒間の宗教提携」、さらには、加納の主宰する寺院興福寺の建立等、運命的な活動の動機となるものであった。²⁰

しかし、メレンシオ大使は、その約60日後の12月13日金曜日執務中に突然死去する。以後、二人の約束はすべて加納一人の仕事になった。

4. フィリピン戦犯問題の解決 —世界平和を求める続けて—

昭和28（1953）年7月6日、当時のフィリピン大統領エルピディオ・キリノは、入院先のアメリカのメリーランド州ボルティモアにあるジョンズ・ホプキンズ病院から異例ともいえる声明を発表した。

私はフィリピンに服役中の日本人戦犯にフィリピン国会の賛同を必要とする大赦ではない赦免を及ぼした。私は妻と3人の子どもとその他5人の親族を日本人に殺されたため、彼らを赦そうとは思ってもみなかった。私は私の子どもや国民が、やがてはわが国の恒久の利益の友となるかもしれない国民に対して、私から憎悪を受けつぐことを欲しない故に、これを行うのである。

結局のところ、私たちは隣人となる運命にあるのだ。

これは日本の新聞でも報道されたが、もちろんフィリピン国民に対するスピーチであった。これに三文を加えて、日本人に対してもラジオ放送を通じてメッセージを送っている。²¹

（上略）私はキリスト教國の長として、自らこのような決断をなしたことを幸せに思う。私を突き動かした善意の心が人間に対する信頼の証として、他者の心の琴線に触れることになれば本望である。人間同士の愛は、人間や国家間において常に至高の定めであり、世界平和の礎となるものである。

その場に、常にファーストレイディとして次女のヴィクトリアが付き添っていた。後年、彼女は書簡の中で語っている。²²

（上略）その時、恥知らずの政治屋たちが、不審ないかがわしい条件で、日本人戦犯の釈放について交渉をしているとの報告が、父のもとに届きました。父はそれらの報告にうんざりしました。父は秘書官に電話をかけ、貴方が手紙の中で述べている声明を口述しました。（下略）

ほとんどの日本人にとって晴天の霹靂とも言える恩赦の発表で、国中が歓声に沸いた。しかし、布部村に蟄居し、「破れ障子からフィリピンをうかがっていた」莞爾は、既にこの日のあることは確信していたので、冷静にこのニュースを受け取っていた。実は、加納は前年の昭和

27 (1952) 年10月に当時の駐日フィリピン大使メレンシオから、キリノ大統領は加納の主張しているような形で日本人戦犯の赦免を決定しており、あとはその赦免の時期が問題であるとの情報を得ていた。さらに、昭和28 (1953) 年5月に、加納の描いた亡夫の肖像画を受け取りに来日したメレンシオ夫人と同伴していたヴィクトリアから、その年の独立記念日にいいことがあると知らされていたからである。

(上略) 昭和28年7月6日、戦犯赦免は行われ、終身刑以下有期刑は全員釈放、死刑は終身刑に減刑して共に日本に送還し、釈放されたものは船から直ちに家庭にかえし、残余の刑は巣鴨で服役することに定められ、今後の釈放や赦免については日本からの勧告により比島が承認して行われる。また、今後戦犯であったものは再び比島に入国を許さない等々の日比協定が行われました。これは政府間の協定であります。とても赦されそうもないと思っていた比島が連合国の中でも(中国を除いては)まっさきに赦免を行ったのですから日本国民は甚だよろこびました。今の今まで世界中で最も冷酷な鬼のような比島だと批難し国民を指導していた報道機関も全く掌をかえすように比島ほど昔から親目的であった国はないと言伝します。そしてつい二年足らず前までは戦犯を極悪な國賊の如く罵り家族たちをも白い眼で見るよう仕向けたジャーナリズムも今度は軍国の英雄、国家最高の栄誉ある犠牲者の如く謳歌し出しました。私も山中独居にあって実に撫然たらざるを得ません。すでに数年前からこのことのあるを明確に指し、資料を示して比島こそ最初に戦犯を赦す国である、その真意を知って心構を作れと叫ぶ必死の声を黙殺したものが今ではこのとおりです。戦犯も非常に喜んだ。中には日本に帰って自衛隊を強化するんだと豪語する陸軍少将もあったほどです。死から解放されて日本に帰れるということは誰しも嬉しいにちがいない。然し何故に赦されたかの自覚が國民にも当の戦犯自身にもないことは一国民として實に悲しいことでした。ただ日本にかえしさえすれば、巣鴨に収容してさえおけば講和条約十一条で解決されると安易に考えかつ國民を指導しつつある政府方針に甚しい憤りをさえ感じました。巣鴨にうつしておきさえすれば、ということが最も危険なことです。それはアメリカ方針によって最後の最後まで残される危険があるからです。その頃誰でもアメリカが最も好意的で戦犯はすぐにでも釈放してくれるようと思わせられていました。それはとんでもない逆だといったのは私です。今日になって考えて

下さい。最後まで残ったのは何であったか。アメリカ関係だったのではありませんか。それもやっと今年5月末です。それどころか一時釈放というのが何百か残されています。そのとき、比島戦犯のうちただ一人、日本に帰る理由はないと一言言った人があります。これが古瀬氏です。この新聞記事を読んで快哉を叫び思わず手を合わせたのは恐らく私だけではなかったでしょうか。戦犯は7月22日横浜港に到着しました。凱旋將軍を迎えるような大歓迎はラヂオも新聞も全力をあげてさわぎたてました。そのとき、家族も誰も出迎えさせなかつたのは古瀬氏です。何故に出迎えさせなかつたか出迎えなかつたか。人々はさまざまな批判もし、出迎えなかつた夫人をも批難するものもありました。戦犯問題の本質を体得し、自ら有罪と証言して生死を脱した超俗の人の心境を知る人のないのは悲しいことです。本然に立てばモンテンルバと巣鴨と何の相違がありましょうや。古瀬氏の言や私にとって一炬の光明です。(下略)²³

愛児の名のもとに全戦犯が赦免され、それが世界平和の教訓になると訴え続けていた加納にとって、なお多くの戦犯が巣鴨に拘禁されていることは悲しい現実であった。7月6日に両国によって交わされた覚書では、彼等の赦免は日本からの勧告に基づくことになっていたが、その後一向に日本政府からの動きは見られなかった。

そこで、加納は驚くべき行動に出た。昭和28 (1953) 年11月3日付でキリノ大統領宛に「勧告」を行うのであった。

さらに驚くことは、これに対する大統領府の対応である。1953年11月10日付で大統領府から返書が届いた。

拝復 大統領によって減刑され、現在巣鴨で服役中の残余の日本人戦犯に関し、大統領の仁慈を要請された11月3日付の貴簡に対し、大統領は貴下に謝意を表明するよう私に求められました。貴下の書簡は、充分なる考慮を払うために、関係当局へ送られました。やがて、間違いないなく、その件に関しての決定が貴下に通知されることと思います。

敬具

大統領秘書官 ホアン・コラ
(下線は筆者による)

そして、その年の12月30日午後1時(マニラ時間正午)、キリノ大統領の任期が終了する時間に合わせて、フィリピン関係の戦犯はすべて釈放された。

5. 戦犯赦免のモラル確立と 世界児童憲章制定促進に向けて

昭和27（1952）年10月10日のメレンシオ大使との会談の後、大使宛に11月17日付で書簡を送り、その際の約束を確認している。さらに、メレンシオ大使の急逝の追悼文を同年12月14日付でキリノ大統領に送った書簡の中で彼との約束を披露している。「（上略）もしも私の願うように『神の赦免』が行なわれた時は、閣下の愛児の名を冠詞とする『世界児童憲章』を作り、世界の承認を求めようと。（下略）」

昭和29（1954）年9月、彼は布部村の村長になる。同時に、布部村社会福祉協議会長にも就任し、その立場から、「世界児童憲章」制定の「個」の願いを「公」の願いにすべく、全力を挙げて取り組む。その思いを、1955年8月第1回原水爆禁止大会（広島）での「世界児童憲章」の制定の提案に見ることができる。

（上略）原水爆禁止のためのいかなるとりきめも、申し合わせも、或は法律も、世界のヒューマニティに支えなければ何等の効力もない。過去に於いていかなる国際協定も一片の反古と化して戦争防止に何の力もなかったことを省みれば自ずと明らかである。平和は次の時代に期待すべく、それは児童に期待せねばならぬ。児童憲章の任務はここにある。然るに児童憲章は制定後四年にしてまさに空文化せんとしており、国民の間に少しも浸透していない。その証拠には、紫雲丸沈没のとき大人たちが子どもから救命具を奪い、或は子どもをふみこえ水中につきおとして自分だけが助かるとした事実を指摘する。これは日本のみではない。アメリカもまたそれである。1930年、米国は児童憲章を制定しながら、15年後には日本を空襲して学童を銃撃して生命を奪い、生活や教育の場を失はしめ、遂には広島長崎に投下した原爆は戦争の意識すらないみどり児までの体の組織さえも破壊して死に倒らしめ、その影響は十年をすぎた今日尚残され、今生れ出ようとするものさえもその災いをうけている。さればアメリカ児童憲章はアメリカだけのものであったか。日本もまた、戦争の直接的間接的残虐は他民族の子どもを殺し悲惨を与えた。国内的にも戦争の窮乏は、栄養の失調、医療の手の及ばぬために多くの児童に不幸を与え、今尚その影響を残している。かくの如き過去の厳しい反省なくして児童憲章は何の役に立つであろうか。かかる状態に於いて空文化は当然である。されば児童憲章が真に権威をもつには“過去の厳しい反省と懺悔”そして“世界性の獲得と基礎づけ”がなければなら

ず、それはまた“戦争否定”的理念をもたねばならない。これらの反省と自覚を促す動機となるものこそ最も具体的な“比島赦免のモラル”でなくてはならない。そして“児童は最も尊重せられた”実証たる、愛児の名に於いて赦した真意が世界の知性に訴えられ、児童憲章が真に次代を作る平和憲章となることを要求する。かかる理由に於いて原水爆禁止と乃至更に根元的なる戦争防止と否定のために世界児童憲章の速やかに制定せられることをもとめる。（下略）

- i. 昭和30（1955）年5月 安来市及び能義郡「保母の会」で「世界児童憲章」の早期実現の決議。
- ii. 同年6月 能義郡町村長会で「世界児童憲章」の実現要請の決議。
- iii. 同年6月 島根県町村長会で上記の件を満場一致で決議。全国会議に提案することを決議。
島根県知事も賛同、実現のための努力を約束。
- iv. 同年6月 東京で開催された全国都道府県町村長会でも満場一致で決議。総会は実行委員会へ回付。委員会は政府関係機関及び国連に働きかけ実現に努力することとする。
- v. 同年10月 松江市で開催された児童福祉及び社会事業全国大会で、フィリピン戦犯赦免のモラルを説明、「世界児童憲章」制定の提案を行い、満場一致で決議。
- vi. 昭和31（1956）年5月 長野市で開催された第10回全国福祉大会で、昭和33（1958）年開催予定の国際社会事業及び児童福社会議を期して努力することを決議。

しかし、昭和33（1958）年東京で上述の国際会議が開催された時は、加納は公職から退いていた。2年前の長野での大会決議に従った提案が日本から行われないことが判明。急遽、インドからの提案を期待し、駐日インド大使に執り成しを働きかけたが実現しなかった。ここで加納は個人の力の限界を認識するが、自ら信ずる道を誠実に歩んできたことに大きな満足感を覚えていた²⁴。それは、かつて絵筆を握って、大作を完成させた直後に味わっていた満足感と同じように思えたと語っていた。

なお、莞薈が首唱してきた世界児童憲章制定については、その方策として「各々の国の憲章をそれぞれ世界憲章とする」（中略）「いかなる憲章といえども普遍性に基づき、固有の国民性に支えられなければなりません」と結論し、提唱したい旨を述べている²⁵。

一方、国際連合では、第一次世界大戦後生まれた「ジュネーヴ宣言」があったが、第二次世界大戦後に新しい宣言

の必要が考えられた。

昭和25（1950）年、国際連合経済社会理事会の下部機構である社会委員会で「宣言案」を起草したが、「世界人権宣言」と緊密な関係があるとの理由で、人権委員会に付議され、長い審議の末、昭和34（1959）年の第14回総会で「児童の権利宣言」として採択される。

莞薈は、この総会に出席する日本政府代表の藤田たきに東京で会見したと語っていたが、その中身を知る資料が特定できていない。また、藤田たきが、どのように莞薈の主張を受け止めていたかも定かではない。両者の関係については今後の課題である。

おわりに

1956年5月23日付のマグサイサイ・フィリピン大統領の書簡が加納の元に届いている。

（上略）4月29日付貴簡を受け取りました。それには、1953年に最終的に実現した日本人戦犯赦免の嘆願運動に於いて、貴下の果された業績が明らかにされております。故エルピディオ・キリノ前大統領が深くキリスト教精神を理解することによって、罪を犯した貴國の人々を許し、それに対して貴下が深甚なる謝意を表しておられることも明瞭であります。（中略）貴下がこの運動に邁進されたことは、最も崇高な動機によるものであり、キリノ大統領の戦犯赦免は、より大きな理解と親善を目指し、ひいては世界平和達成への道を志向する慈悲深い態度によるものがありました。（下略）

さらに、フィリピンの青年の父と慕われていたフィリピンYMCA元総主事のドミンゴ・バスカラは筆者宛に寄せた書簡（1977年）で次のように言っている。

（上略）エルピディオ・キリノ大統領が、フィリピンでの戦争犯罪で有罪の判決を受けていた日本人将兵を赦免する決定を下したのは、「他国民に対する憎悪の念を自国民に受けがせない」ために、「許すことのできないものを許す」という、一人の国家元首としての、勇気ある、模範的な行為でありました。

多くの国家元首が、昔から存続する国家間の争い、憎しみ、恐怖心、猜疑心よりも、世界平和、人類共存の普遍的課題の探求に重きを置きさえすれば、今日同じような機会はいたるところにあります。ただ、これには大きな勇気と、偉大なる英知と、国際的な政治手腕を必要と

します。（下略）

いずれも、キリノ大統領による赦免は、崇高なるキリスト教精神に基づくものであることを認めており、加納莞薈の戦犯問題解決の取り組みも正しく理解し、その業績を認め、高く評価している。フローレンシオ・グーソンの「計り知れない貢献をなしたと認識すべき」との言葉の重みが伝わってくる。

加納自身も、キリノ大統領が、日本人戦犯の赦免ということに具現させた「許し難きを許す」という、憎悪を愛にかえた行為を、私たちが受け継ぐべき平和への教訓として、終生訴え続けた。

昭和49（1974）年、フローレンシオ・グーソンの招きで訪比した際に作成した書簡集「神と人への願—四半世紀の嘆願」のために認めた文章が残っている。終わりにそれを引用して加納莞薈が残した平和への教訓としたい。

ここに集録する若干のコピーは、1949年から今日までの“比島の戦犯赦免のモラルを生かして全戦犯問題を解決する”ために努力しつつある私の仕事における三百通以上の相互の書簡のうち重要とおもわれるものを抜粋したものである。私はこの帰結点を“世界児童憲章”にもとめ、永遠に世界のヒューマニティに生かされる道に求めずにはいられない。戦争の厳しい反省の中に、民族相互の憎しみ、そのかけに、民族蔑視の陰惨な影をみると悲しむ。永遠の平和は、次の世代に求め、これを子どもに期待せねばならぬ。そのためには、ニューヨークのこどもも、北京の、また、東京、マニラのこどもも文化から遠く隔てられた未開地のこどももひとしくその人権は尊重されねばならない。原水爆禁止の叫びも、如何なる取り決めも、世界のヒューマニティが基礎付けねば何らの効果も持ちえない。すべては、平和のために、そして児童のために、それこそ崇高なるヒューマニティであり、人権の尊重である。

前比島大統領エルピディオ・キリノ氏は、子どものためにすべての罪人を許した。そのモラルは永遠に全人類の胸に焼き付けねばならない。

註

1. 本名は加納辰夫。雅号の「莞薈」は日常的によく使われていたので、本稿では加納莞薈と表記する
2. 三島房夫「加納辰夫氏のフィリピン戦犯釈放運動に関するノート（その1）」（『島根県立安来高等学校研究紀要』11、1973年）30-65頁。同「加納辰夫氏のフィリピン戦犯釈放運動に関するノート（その2）」（『島根県立安来高等学校研究紀要』13、1975年）16-62頁。同「加納辰夫氏のフィリピン戦犯問題解決をめぐって」（『島根県立松江農林高等学校研究紀要』9、1977年）、15-30頁。同「加納辰夫氏のフィリピン戦犯問題解決をめぐって（そのII）」（『島根県立松江農林高等学校研究紀要』11、1979年）17-32頁。同「加納辰夫のフィリピン戦犯問題解決をめぐって（そのIII）」（『島根県立松江農林高等学校研究紀要』12、1980年）15-32頁。同「加納辰夫のフィリピン戦犯問題解決をめぐって（そのIV）」（『島根県立松江農林高等学校研究紀要』13、1981年）60-72頁。同「加納辰夫のフィリピン戦犯問題解決をめぐって（そのV）」（『島根県立松江農林高等学校研究紀要』15、1983年）45-61頁。
3. 大原郡木次町（現在の雲南市）里方出身。明治26（1893）年4月9日生まれ。杵築中学校から海兵学校（42期）。マニラ東方航空基地司令官。マニラ郊外のインファンタ事件に関し、証言台で自ら有罪を主張、昭和24（1949）年3月23日、銃殺刑の宣告をうける。岡本虎雄編「比島戦犯死刑囚の手記—残された人々」（1952年）の中で「今比島に残されている死刑囚のうち有罪を申立てた将官は古瀬貴季元海軍少将である」と記述されている。キリノ大統領の特赦により帰国する。昭和35（1960）年2月24日死去。「海軍兵学校入校五十周年記念誌—思い出の記」の中に「古瀬君 武士気質で一本筋を通した人。能書家」と記されている。
4. 「加納辰夫の連合軍総司令官宛第一嘆願書の草稿」（コピー）（1949年9月24日）（以下「1949年草稿」と略記）なお、この草稿はそれまでの嘆願運動の経緯を日本語で400字詰め原稿用紙157枚にまとめたもので、これがそのまま英訳されて嘆願書としては使われていない
5. 世界連邦第三回アジア・アフリカ会議1957年10月「決議案」。
6. 明治32（1899）年台湾台北市生まれ（本籍は宮崎県）。大正12（1923）年東京美術学校卒業、同年佐伯祐三らと「薔薇門社」という同人会を結成。父のいる朝鮮京城へ、1925年朝鮮美術協会設立、1928年佐伯に誘われ渡仏、1929年帰国。以後鮮展を中心に活躍。1938年朝鮮軍報道部美術班長、1939年頃から中国、台湾等に従軍画家として派遣される。戦後は光風会、日展で活躍。平成3（1991）年92歳で死去（『画業70年の軌跡—山田新一展』、2002年）。
7. 「戦争画について」（『画業70年の軌跡—山田新一展』、2002年）11頁。
8. 『緑旗』第5巻7号～9号（緑旗連盟、1940年）。
9. 前掲「1949年草稿」。
10. 前掲「1949年草稿」。
11. 飯石郡三刀屋町（現在の雲南市）伊萱出身。明治37（1904）年7月1日生まれ。大正9年4月島根県師範学校に入学。加納の一級上。大正10年、退学。その後、大正15年松江高等学校を卒業、東京大学経済学部に入学。昭和2年中退。総領事、外務省情報部長、通産省通商監を歴任。昭和27年参議院議員に当選。31年再選、外務委員長をつとめ、32年防衛庁長官。大いに前途を嘱目されたが、昭和33（1958）年5月、56歳で死去。（『島根県人名事典』1980年）。
12. 前掲「1949年草稿」。
13. 前掲「1949年草稿」。
14. 三島房夫「加納辰夫氏のフィリピン戦犯釈放運動に関するノート（その2）」（『島根県立安来高等学校研究紀要』13、1975年）26頁。
15. 永井均『フィリピンB C級戦犯裁判』（講談社、2013年）206-208頁。
16. 豊嶋弘『囹圄の壁』私家版（1951年）4頁。
17. 前掲註15、176頁。
18. 前掲註15、174-175頁。
19. 『朝日新聞』1952年1月29日
20. 三島房夫「加納辰夫のフィリピン戦犯問題解決をめぐって（そのII）」（『島根県立松江農林高等学校研究紀要』11、1979年）31頁。
21. 前掲註15、107-108頁。
22. Victoria Quirino Gonzalez to Fusao Mishima, April 16, 1977
23. 『加納辰夫による比島戦犯問題への取り組みの総括』ガリ版刷り 1958年。
24. 前掲註23と同じ。
25. Tatsuo Kano to Carlos P. Garcia, President of the Philippine Republic, November 11, 1958。

家族から見た加納莞薈

安来市加納美術館 加 納 佳世子

はじめに

加納美術館は、島根県能義郡布部村（現安来市広瀬町布部）出身の画家加納莞薈（辰夫）¹の長男加納溥基によって平成8（1996）年に設立された。その後、平成16（2004）年に当時の広瀬町（現 安来市）に寄贈され、今は安来市加納美術館となっている。

岡山で事業を起こし、後に布部に帰って来た溥基は、ふるさとを想う気持ちと共に、平和に向けて自分の信念を曲げず生き抜いた父辰夫の生き方を伝えたいと思い、この地に美術館を作った。莞薈も溥基もこよなくこのふるさと布部を愛していた。私は、莞薈の四女であり、溥基の10歳違いの妹である。この布部は、私にとってもかけがえのないふるさとである。

美術館ができた平成8（1996）年は、加納莞薈が亡くなつてから20年目だった。莞薈の作品のみでは美術館として十分ではないと思った溥基は、仕事をやり遂げた地である岡山の備前焼を集め、また岡山の文化勲章作家の小野竹喬・池田遙邨の日本画も蒐集した。茶の湯を趣味にしていたことから茶の湯の碗、茶道具も数多く集めている。絵画、焼き物などの数は多いが、創設者は、父加納莞薈の作品を皆さんに紹介したいと共に平和への思いを多くの人につないでいきたいと思っていたようである。

今年は、戦後70年となる。平和について今一度考えねばならない時代に来ていると思う。共に平和を築くとはどういうことなのか、娘の立場から画家としての加納莞薈の生き方を考察してみたい。

1. 若き日の莞薈

加納莞薈は、農家の長男として生まれた。父梅左衛門は、この村では変わり者と言われるほどの文化人だった。若い頃は、法律家を目指し東京に行って学んだという。農家の長男ということで東京での滞在は、長くは続かずの帰郷となる。梅左衛門は、農家の仕事は、あまり好まず町の中に家を持ち、菓子屋をしていましたとある。と言ってもその菓子屋もまた人に任せで、自分は茶の湯を極めて書も書く、たくさんの書籍に囲まれた生活であった。長男辰夫を可愛がり、幼いころから「この本を読んでおけ」などといふことも多かったと聞く。行動派ではなかつ

たというが、社会主義的な意識を持っており、また宗教的哲学にも深いものがあった。莞薈の平和を願う思い—初志を貫徹しようとする行動は、梅左衛門の生き方から学んだものが大きいと思われる。

莞薈が油彩を始めたのは師範学校の頃からである。入学して1年経った2月、父親の死去により師範学校を中退した。その後小学校教員養成所に入り、尋常小学校に勤務するも、画家として学びたいという気持ちも高まり22歳で上京し、岡田三郎助に師事する。川端画学校、本郷洋画研究所で学ぶ。その後帰郷。布部村の尋常小学校に勤務しながら絵画を制作する。洋画家として多くの友人に恵まれ、展覧会に数々の作品を展出している。昭和12（1937）年、浜田の原井小学校を最後に莞薈は朝鮮に渡り、昭和13（1938）年には従軍画家として北支山西省に赴いた。

画家として戦いを目の当たりにし、莞薈はその体験から戦争について、そして平和について深く考えるようになつていった。

2. 終戦後の莞薈

昭和20年8月15日終戦。私たち家族が、郷里の布部村に帰って来たのは9月2日だった。私は、まだ1歳にも満たない乳飲み子であった。引き揚げの船は、とても寒かったそうである。幼な子に風邪をひかせてはならないと思った二人の姉は、風呂敷で着るものを作ってくれたそうだ。「船の中の人たちが上手だねと、ほめて下さったんだよ」「あんたはね、とてもやせてちっちゃい赤ちゃんだったからね」

とは姉たちから何度も聞いた話である。姉二人は17歳と14歳。そして兄は11歳。それに父、母、私と6人での引き揚げであった。船の中での父は、皆さんの世話をよく動いていたそうである。

戦後は、どの家庭もそうだったが、布部村の我が家に帰っての暮らしはとても大変な状況であった。そうした中でも私の家にはいつも村の誰かが来ていた。それは、辰夫の話に耳を傾けているようであり、また自分たちの相談ごとを持って来ているようでもあった。私は、幼い頃から父のそばにいることが多かった。辰夫の熱っぽい話や真剣な顔の村の人たちの話し合いの様子を昨日のことのように覚えている。

そんな中で莞薈は8月15日の午後のことによく話していた。

俺は、終戦の日に京城の海軍人事部にいた。その屋上に掲げていた軍艦旗を皆で降ろして焼いたんだ。焼いたその時に軍艦旗に対して敬礼し、そして心に誓った。再び太平洋上に十六条の旭日旗を翻すなかれと。われに迫りくる武器があるならば、武器以前に武器を拒否する大思想が日本国民の手によって作られなきゃならん。よし、おれがその任にあたろうと強く思ったなあ²

莞薈は、なかなか面白く話をする人だった。我が家に集まつてくる村の人たちは、とても真剣な表情で話を聞いていた。昼間の農作業が終わってからだからいつも夜が更けるまでの会合だった。

郷里に帰つてからの莞薈は、絵を描くのは自分にとって何であったろうか、次々と多くの賞を手にしてきたが、それが何になるだろうかと考えるようになり、絵を描く意欲もわからず、スランプに陥つたという。終戦直後の日本は、生きていく方向が誰しも定まらなかつた時代と言えるかもしれない。莞薈は、自分の履歴の中で「昭和20年8月31日 終戦ニ依リ離鮮 朝鮮ニ於ケル現在勤身分自然消失」と記している。³

「畑でも耕しながら日々を過ごして行くか」と思つてはいたとか。朝鮮にいた頃、次々と展覧会に出展し、入賞を繰り返していたことすらむなしく「名声が何の役に立つか」という気持ちも莞薈の胸の中に起つていた。

落ち着いて周りを眺めると、近所の人が何人も戦死していた。莞薈は、その家を訪ね、「絵を描かして下さるか」とお願いしていた。そして、出征時の軍服姿の写真をもとに肖像画を描いた。今もその家に行くと父の描いた肖像画が仏壇の横に掲げてある。絵描きとして何ができるかと考えたのであろうか。

94歳になるその家のおばあさんに「莞薈は絵を描いて何をもらったのでしょうか」と尋ねると、「いいえ、何だあ、あげちようません。何にもいらん言って、とられませんでした。なんもお礼をしてなくて今でも気になって……」と言われた。

莞薈なりの供養だったのだろう。この村の何軒かの仏壇の傍には、莞薈の描いた肖像画が置かれている。

3. 古瀬元海軍少将との出会い

古瀬貴季元海軍少将⁴の話もよく聞いた。

終戦後、松江に地方海軍人事部があつて俺は、そこに勤めていたんだ。その頃の話だ。

海軍人事部で与えられた仕事が渉外、調査、情報、企画とあったが、その仕事の中で知り合つたのがマニラからの第一船で引き揚げてきた古瀬貴季元海軍少将だった。奥さんの実家が布部村だったから奥さんはそこにいた。古瀬少将はそこへ帰つて来たんだ。

そこで調査主任である俺は、同じ布部村だから古瀬の話を聞くことになったんだな。はじめて出会つた古瀬は、軍服の縫い目をカミソリでほどきながら、そこに縫い込んでいた反古のような紙を俺ともう一人の調査員に見せながら、「ここに書いている海軍の兵たちは、生きていることは確実だ。何とか家族に知らせてほしい」というんだ。驚いたなあ。なんと部下に対して、その家族に対して温かい思いのある人だと思ったなあ。

そして、古瀬は「若い青年たちに、身を鴻毛の軽きにおいて死に赴くことこそ祖国を思う最高の道徳であると教育してきた。それは果たして正しかつたのだろうか。若い青年たちを死に追いやつたことは、最高の道徳でも何でもなかつたのではないか。自分の襟に着いている金と桜の記章が戦員たちを死に追いやつていたのだと、言うことに気がついた。若者たちを飛び立たせた私の罪は大きい。日本軍の機構の罪は大きい。しかし、その中で教育してきた私の罪もまた大きい。私の罪は万死に値する」と、俺たちに語つたんだ。

海軍少将だった古瀬の話に驚く莞薈であったが、戦争を体験し、自分の感じてきたこととどこか気持ちの中で合わかるところがあったのであろうか。莞薈は、古瀬と出会うことにより、改めて、戦争とは何であったのか、多くの兵士たちが戦つたのはどういう意味があったのかと考えるようになった。今、日本は敗戦という立場で多くの罪を問われているが、罪は罪としてもこれからの平和は一体どうしたら良いのか。次々と来る村の人たちとの話は尽きることがなかつた。その後、古瀬は、フィリピンに召喚されることになった。莞薈は古瀬に頼まれ、切符の手配をし、荒島駅に送ることになった。

その時、古瀬は、「もう、私は日本に帰ることはないでしょう。私のための助命嘆願等は、考えないでください。加納さん、誰かがそのようなことをいうようだったら、ど

うぞ止めるように言ってください」と最後の言葉を残した。

その後、フィリピン軍事法廷において戦争責任を問われた古瀬は死刑の宣告を受けることになる。

フィリピンに残された多くの戦犯の人たちの裁判はそれぞれに長引いていた。その中で、「我に罪あり」とする古瀬の裁判は3日で終了したと言う。古瀬が荒島駅からフィリピンに向けて発つてから2年余り過ぎた昭和24(1949)年3月24日、古瀬は死刑の宣告を受けた。この知らせが古瀬の妻の元に着いたのは翌日、辰夫が知ったのは27日だった。

布部尋常小学校時代の教え子だった恩田憲が走つて来て、「先生、古瀬さんが大変です。先生は、陸軍も海軍もよく知っているんでしょう。誰かに頼めませんか」と話した。古瀬の妻の実家はこの村の旧家で、恩田の家はその近所にあった。古瀬の妻とその両親が相談に来られたそうである。その話を聞いた恩田は莞菴へ相談となつたのである。この恩田もまた戦争体験をしており、南方からの引き揚げであった。

裁判において、罪が確定し本人もそう思つてゐるのならそれは、それとして筋の通つたことであろうと莞菴は思つていた。しかし、我々が今求めていかねばならないのは、平和ではないか、戦争犯罪の処罰から本当の平和は訪れるのだろうか、自分の罪を認め、「我に罪ありと」証言したという古瀬の生き方こそこれからの平和の世を作るために必須のものではあるまいか。

聞けば、古瀬の姿勢は2年間全く変わらず、常に一貫した態度を取り続けた。そこに強い信念が感じられた。自分はこれまで朝鮮や中国で絵を描いてきて、絵もそれなりの評価を得てきた。芸術には国境がない。今、国境のないものが世界に向かへメッセージを送るべき時ではないか。

そして莞菴の戦犯赦免の運動が始まる。フィリピンの大統領に平和への提言をし、フィリピンの人たちと互いの思いを交わし合いながら平和を求めた哲学をきづき、実践すると言う行為がはじまっていくのである。

4. 戦犯赦免を求めて

戦後の暮らしは、世の中の人たちはみな大変で苦労の連続だと聞く。莞菴は、27日に恩田から相談を受け、3月31日に上京した。そして、フィリピン政府とどうやって接触するか模索した。

莞菴の『嘆願百日の手記』の中に

私は3月31日に東京に到着した。私は、4歳になる子どもを連れて上京した。それは、東京の滞在は相当長期

にわたることが予想されるので子どもを連れていると言うことは私の気持ちを常に落ち着かせる役立つものであり、この子を私のマスコットであると信じているからだ。

と、書き残している。この4歳の子どもが私である

その頃東京で莞菴の思いに共感し、何かと支援してくれた方があった。東京銀座で事業をしていた藤原茂一である。彼は、仁多郡佐白(現奥出雲町)の出身で、その妻は布部の出身であった。藤原を訪ねた莞菴に大きな理解を示した藤原は、「どうぞここでよかつたら事務所にお使いください」と快く言ってくれた。藤原も莞菴にとって大きな協力者であった。莞菴のフィリピンに向けての書簡の発信住所は「東京都中央区銀座西1丁目1番地」となる。そのことを莞菴は、

俺は、日本の中心、ど真ん中だな、東京の中央だ。銀座西の1丁目1番地からフィリピンの大統領に発信することになった。なんと不思議な気がしている。

とよく話をしていた。

昭和24(1949)年6月に莞菴は、この時お世話になった「藤原茂一の肖像画」⁵を描いている。

そして、また島根師範時代の友人小瀧彬⁶の紹介を得てフィリピン代表部団長ベルナベ・アフリカの肖像画を描きに行くことになるが、この場所は、やはり銀座の中心にある服部ビル5階であった。その時のことも、

俺は、はじめてフィリピンの友人の肖像画をかくことになった。この場所は、日本の中心であり、また一番高いところだ。これもまた不思議な気がする。

と友人たちと飲みながらよく話をしていた。

東京に同行した幼い私は、いつも父の傍にいた。ベルナベ・アフリカの肖像画を描くそばで座っていたことを覚えている。

この子はフィリピンの人たちにかわいがってもらつたんだ。みんな、シュークリームとかチョコレートとかくれるんだが田舎でおやつと言えばせいぜいふかし芋だ。そんなおやつしか食べたこともないもんだからこの子は、おやつをもらってもとまどつてたんだ。

などと笑いながらお酒を飲みながら私によく話していた。

アフリカ氏の肖像画は、3週間かかった。その間、アフリカ氏は、毎日2時から4時までは、絵を描く莞薈の前に座ってくれたという。絵を描く莞薈の懷には、フィリピンのキリノ大統領宛ての嘆願書が入っている。これをアフリカ氏に何とか託したいと思っていた莞薈だったが、肖像画を描いているうちに、この人に頼むべきではないと言う気がしてきた。

絵も大分出来上がった頃、お茶を飲みながら、タイプを打っている若い女性秘書と話をした。彼女は、大統領に手紙を書いているという。莞薈は、「実は、私も大統領に手紙を出したいのだが、私のような貧乏な絵かきが大統領に手紙をだしてもよいものだろうか」と尋ねたそうだ。その質問に驚いた彼女は、逆に「日本では、自分の思うことを伝えると処罰もあるのですか」と莞薈に聞き返したと言う⁷。

彼女の言葉に勇気を貰い、住所を教えてもらった莞薈は、6月3日にフィリピンのキリノ大統領宛て書簡を郵便局から投函した。その時の気持ちを

(上略) 航空便を以て大統領宛てに発送をした。流石に私は、胸のときめきを禁じえなかった。何の権力も地位も与えられていない一市民が自分の自由意思において、自由に一国の元首に書簡を送る。それは、過去の日本の意識には、考えられないことであった。(中略) 私は神に二つの感謝を成さなければならない。ひとつはかかる自由が与えられたこと、もう一つはかかる行為を行うことが最も正しいと信じ、行うことのできる私の民主的な人間的な教養が、この六十日の間に鍛錬してあたえられたこと。即ち、民主的な機構と民主的な意識が、ここに私によって誕生したことに感涙をもって神に感謝を捧げなくてはならない。⁸

と、書き残している。1通目の書簡には、冒頭に、フィリピンにおける日本軍の極悪な犯罪について半生と謝罪を述べながら法廷で自らを有罪と主張する古瀬に対し、法廷の裁きもしかるべきものであると述べ、しかし私は彼の減刑を望むのである。日本はかくのごとき人間を失うことはできない。古瀬は生きなければならない。祖国は、最も彼を必要としているのですと、述べている。

6月24日、2通目の書簡も郵便局からの投函であった。

(上略) 私は古瀬の命が救われることを心から願うものであるが、古瀬に死刑が与えられるならば、彼の死は、

部下の罪を償うものであります。部下たちが赦されるなら彼は満足して神の座に着くでしょうし、赦された彼の部下たちは罪の意識において復活し、世界平和に貢献するでしょう。しかしながら古瀬の死刑執行は、私の望むところではありません。(下略)

その頃ベルナベ・アフリカ氏の絵が出来上がった。アフリカ氏には大変満足をして貰ったと言う話であるが、お札はどうしたらよいだろうかといわれ、莞薈は悩んだようである。実は、すでに東京に滞在するお金もなかった。迷った挙句、口から出た言葉は「お札は、いらないです。その代わり、この絵をフィリピンに持ち帰ってください。誰が描いたかと聞かれたら日本の無名の一画家が描いたとおっしゃってください。そして芸術には国境がないとおっしゃってください」だった。

それからアフリカ氏と莞薈は無二の親友となり、キリノ大統領に向けての嘆願書は、3通目以降アフリカ氏を通じて届けられるようになった。

3通目の書簡は「古瀬やその他の人々を赦すことは、平和への大きな教訓となり同時に世界平和の確立に効果ならしめるものとの結論に達しました」という内容になっている。そして4通目の書簡あたりからは莞薈の最終的結論がうかがえる。

大統領閣下

私はフィリピン軍事法廷において死刑を宣せられた古瀬貴季に関し再び嘆願書を捧呈いたします。第一嘆願書を捧呈して以来二百日の間、私は懺悔の生活を守り、古瀬やその他の日本人戦犯と同国民であるが故におわなければならぬ戦争と極悪と罪の意識を反省してまいりました。

(中略)

閣下の手から残酷にも奪い取られた愛児の名において、一赦し難きを赦す—この奇跡が現れることを待ち望むところであります。何人といえども閣下の胸中に過ぎる悲しみと怒りと憎しみを計ることはできないであります。

(中略)

閣下。私は平和を求める画家であります。芸術や芸術家にとっては国境もなければ人種上の相違もありません。この崇高なる奇跡の成就のあかつきには閣下の愛児が神にささげられた姿を救いの天使として画布の上に不朽にとどめたい覚悟であります。

(中略)

この苦行では、絵を描くことができません。全戦犯が古瀬と共に赦され復活したその日に新しい画家として出発する決意であります。⁹

莞菴は、嘆願書を書き続けた。東京にいて、フィリピンに書簡を送っていたが、自分の文章を翻訳して貰うにもタイプ文字にして貰うにもお金がかかる。絵を描いて収入も得たようであるが、十分ではなかった。

昭和24（1949）年、莞菴は東京の義姉の家にいた。義姉は戦争未亡人で2人の娘がいた。老いた母も一緒であった。私の祖母にあたるその人は寝たきりだった。家族の生活もままならぬ中で義姉は、毎日出かけていく莞菴の弁当も作ってくれていたようである。そのような中で、フィリピンへ自分の思いを届けようと模索し続ける莞菴だった。しかし、もはや東京に滞在するお金もなかった。それまでフィリピンには5通の書簡を出しているが、フィリピンからは何らの返事もない。おそらく島根の家族からは、怒りの声しかないだろうと沈んだ気持ちで帰郷したのは、翌年の1月2日であった。案の定、家族や親戚からは「もっと家のこと、家族のことを考えてほしい」と言われた。

ところが、帰郷して間もなく、昭和24（1949）年12月28日付フィリピン大統領府からの返書を受け取った。それは、

（上略）死刑を宣告された日本人戦犯に関する嘆願については、フィリピン陸軍参謀長より、彼らの記録が届くと同時に速やかに大統領によって十分なる考慮があたえられるであろうことをお知らせいたします。

フィリピン大統領府書記官補
ホセ・P・デレオン¹⁰

というもので確かにフィリピンに大統領に届いているとの確信の得られるものであった。フィリピン大統領に自分の書簡が届いていたことを実感し喜びでいっぱいになる辰夫であった。

志半ばでこの問題から手を引くわけにはいかないと、改めて決意を固めるのであった。それからの莞菴は、大統領に向けて「真の平和のスタートは、不幸なところからであろう」・「平和を望むものとして赦し難きを赦すという奇跡の顕現をまつものであります」と書きつづることになった。

しかし、父莞菴の上京に始まってからの我が家のある暮らしは大変なものであった。高校生になろうとする兄も学資が続かず、辛い想いをした日々であった。

家族は、もっと我が家のことを考えてくれと涙ながらに父に懇願していた。私は、どうしていいかわからずそばで

家族の様子を見ていた。なんとかしなければ子ども心に思っていた。

昭和25（1950）年、もう東京には行けない莞菴に翻訳を助けてくださる方があらわれる。村上光隆（布部、安養寺住職であり、中学の英語教師）である。その後、莞菴と村上の二人三脚の嘆願運動が続くことになる。

小学生になった私は、莞菴の文章をかかえて安養寺に行き、また安養寺で翻訳された手紙を持って帰ると、何度も我が家と安養寺の間を往復したものである。

5. 家族の離散の中で

何の収入もない我が家では、母や祖母が、昼は野良仕事、夜は内職をしたりしていた。現金収入は小学校に勤めていた姉の俸給だけだった。高校生になった兄もアイスキャンディ売りや魚を売る行商、また日雇いの仕事に行ってお金をもらっていた。しかし、そのお金はまた航空便の書簡を送る費用になるのだった。

親戚の叔母たちも我が家を心配していた。栃木県にいた叔母は、実家の長男が、高校も卒業できないのではと心配した。兄は、結局栃木県の高校に行くことになった。

そして、教員免許状を持っていた母は、勤め先を求めて、幼い妹を連れて家を出て行った。

昭和28（1953）年7月6日、「フィリピンB・C級戦犯赦免についての大統領声明」が発表された。

私は、フィリピンに服役中の日本人戦犯にフィリピン国会の賛同を必要とする大赦でない赦免を及ぼした。私は、妻と三人のこどもとその他五人の家族を日本人に殺されたため彼らを赦そうとはよもや思ってもみなかつた。私は私の子どもや国民がやがて我が国の恒久の利益の友となるかもしれない国民に私から憎悪を受け継がしめないことを欲するが故にこれを行うのである。結局、運命が私たちを隣人となさしめた。

世の中の人たちは、「戦争が終わってから8年間も収容所で苦労された方が帰ってくる」と大喜びした。

私の家族もそうであった。「お父さんよかったですね。これからは、思う存分に絵を描いて下さいね。」と、姉たちがうれしそうに言っていた様子を今も思いだす。私もうれしい幸せな気持ちだった。

しかし莞菴は、自分の仕事は、「これからだ」「スタートだ」と言う。「大統領のモラル」をこれからの世に生かすことをしなければ私の仕事は終わらない」と、言うので

あった。莞薈の言う「大統領のモラル」とは、大統領の将来に向けての平和的、人道的、倫理的、道徳的な考え方のことである。大統領のこれからの中の平和に向けた決断を引き継いでいかねばならないという信念を持った。それからの莞薈は、夏も冬もひたすら書きものをしていました。公文書として送るのにはタイプが適切だったがその費用もない。そこで、翻訳して貰った文章を謄写版印刷した。もっともそのお蔭で外国へ向けた資料等が現存している。¹¹

その後、莞薈は村人に推されて村長になった。村長として自分の思いを伝える場面が多くなると、エルピディオ・キリノの恩赦にみる平和へのモラルを村政の中にも生かそうとした。その頃から世界児童憲章を制定する活動をするようになった。「東京にも行かねばならない」と何度も言っていたようである。村長の手当でも旅費になっていたのであろう。我が家は生活は相変わらず惨憺たるものであった。

小学校に勤めていた姉も、学校の転勤によって家から出て行くことになった。家中は寂しくなり、父莞薈と祖母と私の3人暮らしとなった。と言っても父は留守がちだった。私はほとんど祖母と二人きりの生活であった。

中学2年生の時、学用品を買うお金にも事欠いた。そんな時、先生がそっとノートや鉛筆など下さった。村の中学校の先生たちも、莞薈らの世界平和に向けた仕事を理解して下さっていたのであろう。私は、それがうれしくてノートをいつも抱きかかえて帰り、先生の気持ちに応えるべく勉強に前向きであった。しかし、経済的には学校を持って行くお金はない。このような暮らしをしていたのではこの子の将来が心配だと言ってくれたのが、広島にいた姉夫婦だった。

夏休みが終わる頃、中学の先生たちも我が家に来られ、父・姉たちと夜遅くまで私の将来についての話し合いがなされていた。話し合いの結果私は広島に行くことになった。家から離れることになり、祖母は泣いた。父は私と離れ辛かったのであろう。広島行きの列車に一緒に乗り、島根県と広島県との県境の駅まで送ってくれることになった。島根県の最後の駅は三井野原である。降りる筈のその駅でどうしても降りることが出来なかった父は、広島県に入った油木駅で降りて行った。互いに手を振って泣きながらの別れだった。

6. 世界児童憲章の制定に向けて

莞薈にとって戦犯の問題は、未来に続かなければならぬ平和に向けての課題であり、単にフィリピンと日本だけ

の問題ではなかった。「キリノ大統領の赦免の真意はなんであったか」と問うときに憎しみの連鎖を断ち切る—憎しみを愛に変える—そのことが眞の平和をもたらすのだと、莞薈は考えた。莞薈はキリノ大統領のモラルが恒久平和を求めるものであると確信していた。そして、世界児童憲章を制定すべきだと確信した。

昭和25(1950)年、その考えを島根県議会の議場でスピーチした。戦犯問題と児童憲章とどう繋がるのかと疑問を持つ人もいたようだが、莞薈の平和を築こうとする考え方は、次世代を担うことでもたちの人権を守り、平和を築こうとする子ども達を育てるここと切り離すことはできなかった。

昭和27(1952)年10月10日、上京してメレンシオ大使と話す機会を得た。その際、フィリピンの反日感情が強いのは、日本軍のために多くの子どもたちの命が失われたからだというメレンシオの言葉に衝撃を受けた。フィリピンのキリノ大統領も妻子の命を日本軍に奪われている。戦犯問題解決は、児童の問題に帰結すると確信を持ち訴えていた莞薈は、メレンシオと共に児童憲章制定に向け努力しようと約束した。

昭和29(1954)年布部村の村長になった莞薈は、公的な会議で『世界児童憲章』の重要性を訴えるようになっていった。

1924年のジュネーブ児童権利宣言(ジュネーブ宣言)を受け、世界各国では、児童憲章を掲げる動きが活発化し、日本でも昭和26(1951)年に児童憲章が制定された。

しかし、莞薈の思いは各国それぞれに児童憲章を掲げるのではなく、国連で決議し世界中が気持ちを一つにした児童憲章を制定することだった。子どもの人権を守り、平和を望む子どもをそだてるための児童憲章は世界共通のものでなければならないし、世界各国が守らねばならない拘束力のあるものを国連で制定することこそ平和を築く意義がある。我々の世代は、戦争という大きな過ちを犯したのだ。その懺悔の気持ちを持つならば次世代の子どもたちの人権を守り平和を築く子どもを育てることであろうと主張している。

そして、世界のあらゆる国の子どもたちが健やかにその人権を守られ育てられること—世界性を持った児童憲章には『愛児の名において赦した』キリノ大統領のモラルに報いることだと主張する。

しかし、公職を退いてからは、莞薈の意見は個人的な提言とみなされ、いろいろな機関で取り上げられることが難しくなった。そして、志半ばにして病に倒れ、その願いを実現させることができなかつた。



キリノ元大統領との会見 —1955.6.8 東京帝国ホテルにて

7. 家族の思い

家族は離れ離れになったが、私たちは互いに常に思いやりを持っていたと思う。父はお金を得ることを考えず、欲を持たない、物事に執着しない人だった。自分の思いを貫くべく、ひたすら走り続けた人生だったが、私たちは父親を信じていたし、優しい父が大好きだった。

家を出て行った母が姉に宛てた手紙が残っている。

(上略) 寒くなってなによりも心配なのはお父さんの着られるもののことです。洋服はある通りだしオーバーもなし、ジャンパーもなくされたのですもの。私はお父さんさえよければ、松江で洋服でもオーバーでも作ってくださるといいと思います。教職員組合の会員証と言うものによると指定された店では1割引きということですしあまり月賦もしてくれるそうです。お父さんは、松江の京店辺りの洋服屋と心やすいでそんなどころで作ってもらったらと思いますそうすれば、私が月賦で払いますから。私もほしいと思っていましたがまだまだ我慢が出来ます。お父さんがあれでは、あまりにも貧弱です。靴はどうされたでしょうか。(中略)

今夜、小包をしました。お菓子は晩にみんなでお茶を飲んでください。お父さんが役場などにおいでるときにはかかるように足袋を入れました。靴下は、溥基さん。ソックスは、あなた。お父さんのお疲れ直しにと思ってウイスキーを入れたところ折角小包を作ったらボコンボコン音がしていけないので今、またといて醤油瓶の栓を包丁で削って入れました。そして明日朝この上に脱脂綿を買って栓に詰めてみるつもりです。それでもうまく行かねば、ウイスキーは、やめておきます(中略)⁵

昨夜のラジオは、例のモンテンルパの歌を渡辺はま子が歌いました。そして留守家族を訪問した録音がありました。ラジオではじめてその歌を聞きました。涙が流れました。モンテンルパゆえに私もあなたもそしてみんなが一層不幸になってしまって別れ別れになりました。苦しかった生活の数々、じっと我慢してきたじぶんの辛かったことがしみじみ思われて私は、ひとり泣いて歌を聞きました。でもよいニュースがありました。比島の副大統領が比島国民の対日感情も好転し、近く先般はかえされるだろうと言うような大変いいことをいわれてました。恩田さんがこのニュースを以て飛んできておられるかしらと思つたりしました。(下略)⁶

11才で終戦を迎え、父親がフィリピン戦犯問題から平和に向けて自分のすべてを傾けて行った昭和20年代の頃、兄溥基は10代であった。家族が離散していく中で、「学校に行きたい。勉強したい」と泣いていた姿を私は忘れる出来ない。その後兄は栃木県の叔母を頼り、そこで学校を卒業した。兄は「俺は大人になったら家族を守る」ということをよく言っていた。しかし、兄にとって父の絵画や書などは自慢であり、また父の成し遂げたことは自分にとっても誇りであると言っていた。兄の残した文章の中には、「父莞菴の残したもの、書簡などは私にとっても宝物である」とあった。30代にして会社を立ち上げ、実業家として頑張って来た兄は次のように話していた。

会社で社員の前で話をする時、いつもその後ろに家族を見て話をしてるんだ。会社の代表として社員を養っているんじゃない、その家族の面倒も見なければならぬといつも思ってたなあ

父を誇りに思いながらまた反面教師のように感じていた部分もあったと言えるかもしれない。73歳になった時、「親父の亡くなった年になった。俺も長くないかな。」と私に言ったが、その年に逝った。父親の生き方に対抗するようになってきた兄、そして、亡くなる時、「親父には敵わなかったな」と私の方を見て微笑んでいた言葉を私は忘ることはない。

また、一人の姉は「お父さんは、世間から見ると奇人に入るかもね。でもとても純粋な心を持っていた人でしたよ」と言う。これは、一番長く父に寄り添っていた姉の言葉である。

父莞菴は、私たち子どもに「親らしいことをしてやれずすまない」ということをよく言っていた。その時、もう一

人の姉は「お父さんは、私たちにいいものをくださいましたよ。誰に頼ることもなく一人でもしっかり生きて行けと。しかもまっすぐにね、お父さんからいいものを貰ったと冗談めいて笑う。側にいて私もそう思う。

終わりに—美術館の理念

加納美術館には、画家としての莞薈の作品があり、来館の方に楽しんでもらっているが、戦後の生き方として自分の気持ちをすべて傾け、平和をもとめた活動も莞薈にとっては大きな一枚の絵だったのだと思える。⁹

今年は、戦後70年にあたる。今一度、平和について考えてみたいと思う。平和はだれしもが願うことである。これまでの歴史の中からの我々に与えられた負の遺産をしっかりと認識をし、新しい歴史を作っていくかなければならぬ。平和は、人と人のつながりの中で築かれていくものである。縦のつながり横のつながりの中で平和について考え築いていきたいものである。

私は、莞薈の四女である。父の成し得た仕事、残したものは私にとっても宝物である。家族の一人として父莞薈の残した足跡をたどり、その哲学を、美術館の理念として残していきたいと思っている。来館者の人たちに今一度平和について考えていただけるきっかけになればと思っている。莞薈の思いのこもったこの美術館は、“平和を求めて”という理念をもった美術館として認められるよう努力を重ねていきたいと思う。

註

1. 加納莞薈は、本名を加納辰夫という。「莞薈」は、雅号である。自分も莞薈と名乗るのを好み、まわりの人からも莞薈と呼ばれていたので本稿では莞薈と表記した。
2. 島根師範時代からの畏友中沼郁との対談テープの中から。
3. 莞薈自筆の履歴書から。
4. 明治26(1893)年～昭和35(1960)年。大原郡木次町(島根県雲南市木次町)出身。杵築中学校から海兵学校に行く。マニラ東方航空基地司令官であった。
5. 平成2015(2015)年2月9日、東京都中央区銀座にて莞薈の描いた『藤原茂一氏の肖像画』を見ることができた。
6. 明治37(1904)年～昭和33(1958)年。雲南市三刀屋町(旧飯石郡三刀屋町)出身。総領事、外務省情報部長、貿易庁輸出局長、通商産業省通商監等を歴任する。
7. 「嘆願百日の手記」の中から。
8. 「嘆願百日の手記」の中から。
9. 1949年10月30日キリノ大統領宛て第4書簡より。
10. 1949年12月28日フィリピン大統領府よりの返書。
11. 莞薈の残した13冊のファイル。



63歳の莞薈 病院で

共同研究「加納莞薈と平和 一恒久平和を求める画家の生き方一」

共同研究の体制

共同研究代表者：加納佳世子
(安来市加納美術館)
共同研究者：三島 房夫
(安来市加納美術館)
神 英雄
(浜田市世界こども美術館)

共同研究の内容

島根県能義郡布部村（現 安来市広瀬町）出身の画家加納辰夫（莞薈）の平和を求め続けた生き方を普遍的なものとしてまとめておきたい。共同研究者3者で話し合い、画家として平和を希う人としての加納莞薈を3方向からの視点で考察。そしてその哲学を加納美術館の理念として構築していく。

打ち合わせ

第1回 平成26年8月31日
会場：安来市加納美術館
参加者：三島、神、加納
内容：今回の共同研究にあたり3人でまとめていくにあたり その内容確認、計画、分担について

第2回 平成26年7月10日
メール、ファックス
参加者：三島、神、加納
内容：分担の確認、そのタイトル検討

第3回 平成26年12月5日
会場：安来市加納美術館
参加者：三島、加納（神 メール）
内容：公開講座内容確認

第4回 平成26年12月7日
会場：安来市加納美術館
参加者：三島、神、加納
内容：公開講座『加納莞薈と平和』
画家としての莞薈（神）
世界平和を求め続けた加納莞薈（三島）
家族から見た 加納莞薈（加納）
公開講座への出席者は80人

第5回 平成27年1月28日
メール、ファックス
参加者：三島、神、加納
内容：タイトルについて 文章の推敲 それぞれの頁数について

第6回 平成27年1月29日
メール、ファックス
参加者：三島、神、加納
内容：それぞれの書く立場について確認
共同研究の執筆順確認

第7回 平成27年2月3日
メール、ファックス
参加者：三島、神、加納
内容：頁数 再度確認

第8回 平成27年2月24日
会場：安来市加納美術館
参加者：三島、神、加納
内容：文章の推敲

第9回 平成27年3月1日
会場：安来市加納美術館
参加者：三島、加納
内容：文章推敲

第10回 平成27年3月8日
会場：安来市加納美術館
参加者：三島、加納
内容：文章推敲、調整

第11回 平成26年3月9日
メール、ファックス
参加者：三島、神、加納
内容：最終確認

しまねミュージアム協議会規約

(名称)

第1条 本会は、しまねミュージアム協議会と称する。

(目的)

第2条 本会は、島根県内の人文系博物館、自然系博物館及びこれらに類する施設（以下「展示施設」という）が相互の連絡と協調を密にし、それぞれの特色ある活動を促進するとともに共同の力によってさらに広くかつ質の高い事業の展開を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は前条の目的を達成するため、次のような事業を行なう。

- (1) 展示施設共同によるPR等の情報発信
- (2) 展示施設共同の企画による展示事業等の実施
- (3) 展示施設の情報及び資料等の収集・紹介
- (4) 展示施設の管理運営に関する調査研究
- (5) 研修会・講演会の実施
- (6) 会誌その他の出版物の刊行
- (7) その他の必要な事業

(構成と会費)

第4条 本会の構成は、第2条の目的に賛同した展示施設及び関係者をもって構成する。

2 会員は次に定める会費を納めることとする。

年会費 3,000円

(役員と任期)

第5条 本会に次の役員を置く。任期は2年とし、再任を妨げない。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 理事 6名以上10名以内
- (4) 監事 2名

(役員の選出)

第6条 役員の選出は次のとおりとする。

- (1) 理事と監事は、総会において選出する。
- (2) 会長と副会長は、理事会において互選する。

(役員の職務)

第7条 会長は、本会を代表し会務を総理し、会議の議長となる。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長が欠ける、あるいは事故ある場合はその職務を代行する。
- 3 理事は理事会を構成し、会務の運営にあたる。
- 4 監事は会計その他を監査する。

(顧問)

第8条 本会に顧問を置くことができる。

2 顧問は理事会の推薦により、会長が委嘱する。

(会議)

第9条 本会の会議は次のとおりとする。

- (1) 総会は毎年一回開催し、本会の事業及び会計、役員の選任、規約の変更等の重要事項を決定する。
- (2) 総会は会員総数の2分の1以上の出席をもって成立し、出席者の過半数をもって決定する。
- (3) 理事会は、必要に応じて会長が招集し、本会の運営について協議する。

(事務局)

第10条 本会の事務局を「財団法人島根県文化振興財団」に置く。

(事務局の職員)

第11条 本会に事務局長1名及び事務局員若干名を置き、任期は2年とし、再任は妨げない。

2 事務局長と事務局員は、会長が指名する。

3 事務局長は、事務を総括する。

4 事務局員は、事務局において本会の事務を担当する。

(経費)

第12条 本会の経費は、会費・寄付金及び事業収入、その他をもって充てる。

(会計年度)

第13条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始り、翌年3月31日に終わる。

(その他)

第14条 この規約に定めるものの他、本会の運営に関する必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この規約は平成13年6月12日から施行する。
- 2 本会の設立当初の役員は、第5条の規定にかかわらず、その任期は平成15年3月31日までとする。

平成 26 年度 加盟館一覧

番号	地 域	館 名	郵便番号	住 所
1	安来市	和鋼博物館	692-0011	安来市安来町 1058
2	安来市	清水寺宝蔵	692-0033	安来市清水町 528
3	安来市	足立美術館	692-0064	安来市古川町 320
4	安来市	安来市立歴史資料館	692-0402	安来市広瀬町町帳 752
5	安来市	加納美術館	692-0623	安来市広瀬町布部 345-27
6	松江市	出雲かんべの里	690-0033	松江市大庭町 1614
7	松江市	島根県立八雲立つ風土記の丘展示学習館	690-0033	松江市大庭町 456
8	松江市	八重垣神社収蔵庫	690-0035	松江市佐草町 227
9	松江市	島根県立美術館	690-0049	松江市袖師町 1-5
10	松江市	松江市立鹿島歴史民俗資料館	690-0803	松江市鹿島町名分 1355-4
11	松江市	小泉八雲記念館	690-0872	松江市奥谷町 322
12	松江市	田部美術館	690-0888	松江市北堀町 310-5
13	松江市	メテオプラザ 松江市美保関海の学苑ふるさと創生館	690-1311	松江市美保関町七類 3246-1
14	松江市	安部榮四郎記念館	690-2102	松江市八雲町東岩坂 1754
15	松江市	松江市八雲郷土文化保存伝習施設	690-2104	松江市八雲町熊野 799
16	松江市	島根大学ミュージアム	690-8504	松江市西川津町 1060
17	松江市	松江歴史館	690-0887	松江市殿町 279
18	松江市	出雲玉作資料館	699-0201	松江市玉湯町玉造 99-3
19	松江市	モニュメント・ミュージアム 来待ストーン	699-0404	松江市宍道町東来待 1574-1
20	出雲市	出雲市立平田本陣記念館	691-0001	出雲市平田町 515
21	出雲市	宍道湖自然館 ゴビウス	691-0076	出雲市圓町沖ノ島 1659-5
22	出雲市	出雲科学館	693-0001	出雲市今市町 1900-2
23	出雲市	一般財団法人今岡美術館	693-0005	出雲市天神町 856
24	出雲市	出雲弥生の森博物館	693-0011	出雲市大津町 2760 番地
25	出雲市	出雲民芸館	693-0033	出雲市知井宮町 628
26	出雲市	島根県花ふれあい公園「しまね花の郷」	693-0037	出雲市西新町 2 丁目 1101-1
27	出雲市	出雲文化伝承館	693-0054	出雲市浜町 520
28	出雲市	出雲大社宝物殿	699-0701	出雲市大社町杵築東 195
29	出雲市	島根県立古代出雲歴史博物館	699-0701	出雲市大社町杵築東 99-4
30	出雲市	公益財団法人 手錢記念館	699-0751	出雲市大社町杵築西 2450-1
31	斐川町	荒神谷博物館	699-0503	出雲市斐川町神庭 873-8
32	斐川町	出雲キルト美術館	699-0642	出雲市斐川町福富 330
33	雲南市	永井 隆記念館	690-2404	雲南市三刀屋町三刀屋 199
34	雲南市	鉄の歴史博物館	690-2801	雲南市吉田町吉田 2533
35	雲南市	加茂岩倉遺跡ガイダンス	699-1115	雲南市加茂町岩倉 837-24
36	奥出雲町	公益財団法人奥出雲多根自然博物館	699-1434	仁多郡奥出雲町佐白 236-1
37	奥出雲町	公益財団法人可部屋集成館	699-1621	仁多郡奥出雲町上阿井 1655
38	奥出雲町	公益財団法人絲原記念館	699-1812	仁多郡奥出雲町大谷 856-18
39	奥出雲町	横田郷土資料館	699-1822	仁多郡奥出雲町下横田 474
40	奥出雲町	雲州そろばん伝統産業会館	699-1832	仁多郡奥出雲町横田町 992-2
41	奥出雲町	奥出雲たたらと刀剣館	699-1832	仁多郡奥出雲町横田 1380-1
42	飯南町	飯南町民俗資料館	690-3207	飯石郡飯南町頓原 2084-4
43	大田市	島根県立三瓶自然館(サヒメル)	694-0003	大田市三瓶町多根 1121-8
44	大田市	石見銀山世界遺産センター	694-0064	大田市大森町イ 1597-3
45	大田市	石見銀山資料館	694-0305	大田市大森町ハ 51-1
46	大田市	仁摩サンドミュージアム	699-2305	大田市仁摩町天河内 975
47	大田市	重要文化財 熊谷家住宅	694-0305	大田市大森町ハ 63 番地
48	邑南町	邑南町郷土館	696-0224	邑智郡邑南町下龜谷 210
49	邑南町	瑞穂ハンザケ自然館	696-0224	邑智郡邑南町上龜谷 475
50	江津市	江津市郷土資料館	695-0011	江津市江津町 995
51	江津市	今井美術館	699-4226	江津市桜江町川戸 472-1
52	江津市	江津市水ふれあい公園水の国 MUSEUM 104°	699-4505	江津市桜江町坂本 2025
53	浜田市	歯の歴史資料館	697-0004	浜田市久代町 1-8
54	浜田市	しまね海洋館(アクアス)	697-0004	浜田市久代町 1117-2
55	浜田市	石見安達美術館	697-0004	浜田市久代町 1655-28
56	浜田市	浜田市世界こども美術館	697-0016	浜田市野原町 859-1
57	浜田市	浜田市浜田郷土資料館	697-0024	浜田市黒川町 3746-3
58	浜田市	浜田市金城歴史民俗資料館	697-0211	浜田市金城町波佐イ 438-1
59	浜田市	浜田市金城民俗資料館	697-0211	浜田市金城町波佐イ 425-5
60	浜田市	浜田市立石正美術館	699-3225	浜田市三隅町古市場 589
61	益田市	益田市立雪舟の郷記念館	698-0003	益田市乙吉町イ 1149
62	益田市	萬福寺雪舟庭園	698-0004	益田市東町 25-33
63	益田市	益田市立歴史民俗資料館	698-0005	益田市本町 6-8
64	益田市	医光禪寺	698-0011	益田市染羽町 4-29
65	益田市	島根県立石見美術館	698-0022	益田市有明町 5-15
66	津和野町	日原天文台	699-5207	鹿足郡津和野町枕瀬 806-1
67	津和野町	杜塾美術館	699-5604	鹿足郡津和野町森村イ 542
68	津和野町	葛飾北斎美術館	699-5605	鹿足郡津和野町後田口 254
69	津和野町	津和野町立安野光雅美術館	699-5605	鹿足郡津和野町後田イ 60-1
70	津和野町	森鷗外記念館	699-5611	鹿足郡津和野町田伊 238
71	海士町	海士町後鳥羽院資料館	684-0403	隱岐郡海士町海士中里
72	隱岐の島町	隱岐自然館	685-0013	隱岐郡隱岐の島町中町 (隠岐ポートプラザ 2F)
73	隱岐の島町	隱岐郷土館	685-0311	隱岐郡隱岐の島町郡 749-4
74	松江市	公益財団法人しまね文化振興財団	690-0887	松江市殿町 158
75	松江市	島根県古代文化センター	690-0887	松江市殿町 8 島根県庁南庁舎 1 階

しまねミュージアム協議会共同研究紀要投稿規定

I 趣旨

平成13年設立のしまねミュージアム協議会は、県下加盟館が相互に連携を深めるとともに、広範な情報交換や現状分析を行いながら歩んできた。しかし平成の大合併後の低迷や百年に一度と言われる世界的経済恐慌の中での施設運営は極めて困難な状況を呈している。

そのような現状の中にはあっても、加盟館に勤務する職員の間には共通の問題意識や研究テーマが潜在しており、それらを共同研究の形で取りまとめることは地域の活性化にも寄与するものと考えられる。そこでしまねミュージアム協議会では、共同研究紀要を発刊することとする。

II 投稿の対象

投稿の対象は以下の条件を満たしたものとする。

1. 研究テーマは、しまねミュージアム協議会の設立趣旨に沿うものであること
2. 研究テーマは未発表で、地域において発展性に期待がもてるものであること
3. それぞれの分野において、基本文献となるようなものをめざすこと
4. 研究テーマについては、2館以上の加盟館の連携による共通テーマとして設定されるものであること
5. 共同研究代表者は、しまねミュージアム協議会加盟館の職員であること
6. 共同研究者には、加盟館の職員が推薦した者を加えることが出来る

III 投稿の様式、紙数

1. 原稿の入稿はパソコンで入力したものに限る
 - ・横書きの場合 1頁 26字×44行の左右2段組み（1頁2288字）
 - ・縦書きの場合 1頁 42字×28行の上下2段組み（1頁2352字）
2. 各号の総頁数はおよそ40頁から80頁を想定しているため、他の採用論文との兼ね合いで、紙数を調整する場合があるが、30項程度を目安とする。
3. 原稿のレイアウトについては、共同研究者で調整の上入稿のこと

IV 原稿の採否について

1. 採否及び編集は編集委員会が決定する
2. 投稿については、7月上旬までに以下の別紙様式に記入の上、事務局まで申請のこと
また原稿の提出は1月31日とする
3. 採用は頁数の関係もあるが各年度、概ね1～3研究とする

V 原稿の投稿及び連絡先

〒690-0033 松江市大庭町456 島根県立八雲立つ風土記の丘内

しまねミュージアム協議会事務局 研究紀要編集委員会

TEL 0852(23)2485

FAX 0852(23)2429

**しまねミュージアム協議会
共同研究紀要 第5号**

発行：しまねミュージアム協議会
平成27年3月28日

Shimane Museum Association

